第 2 部　　災害予防

第１章　　風水害・震災・津波災害共通予防計画

第１節　　防災教育計画

災害発生時に、市民及び市職員、防災関係機関が的確な防災対策を講じられるよう、平常時に行う防災知識の普及、啓発についての計画を定める。

実 施 担 当	防災管財課　　学校教育課　　社会教育課　　消防本部
防災関係機関	県

１　市民に対する防災知識の普及

災害発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、市民自らの「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要である。このため、まず市民が災害に対する知識を持つことが災害対策上の前提であり、市は、組織的かつ計画的な防災訓練や防災知識の普及を行うものとする。

また、市民はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。

(1)　津波・土砂災害・洪水ハザードマップの作成・公表

災害による被害を最小限にとどめるため、津波による浸水想定区域、洪水氾濫による浸水想定区域、土砂災害のおそれのある区域を表示した土砂災害警戒区域等について、それぞれのハザードマップを作成･公表し、市民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図るものとする。

(2)　啓発内容

災害に備えた普段の心得、災害発生時の心得

ア　災害発生時の心得

イ　住宅の耐震診断、家具の固定等の安全度判断

ウ　自動車運転時の心得

エ　災害危険箇所の周知

オ　避難場所・避難路の周知

カ　災害時の応急救護

キ　風水害体験車、起震車等による擬似体験

ク　水防に関すること

ケ　土砂災害防止に関すること

(3)　啓発方法

市は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や防災ビデオ、擬似体験車の活用及びラジオ、新聞等を活用した防災知識の啓発活動を行うものとする。

ア　市広報紙等による防災知識の普及

全世帯を対象に配布する市広報紙・パンフレット等による、市民の防災知識の周知徹底を図る。

イ　災害危険区域図の作成、公表

災害危険区域図を作成し、一般に公表する。

ウ　防災に関する講習会及び説明会の開催

防災に関する講習会及び説明会を開催して防災意識の高揚を図り、予防対策に役立てる。

エ　避難所及び案内標識の設置

避難所や避難所案内標識を設置し、周知を図る。

オ　防災ビデオ上映会及び展示会等の開催による防災知識の普及

防災に関するビデオ上映会や防災用品等展示会の開催及びビデオの貸し出し等を行い、防災知識の向上及び普及を図る。

カ　生涯学習を通じての啓発

各種のサークル、ＰＴＡ、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、市民が社会の一員として地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財に対する防災活動の普及を図る。

キ　ジオパークを通じた防災教育

「防災教育」は、変動帯の上に暮らす日本ジオパークにとって大きなテーマである。本市で展開しているジオパーク活動では、地球活動のメカニズムを島の成立ちを学ぶことにより、市内で起こりうる各種自然災害に応じた対策に役立てる。また、ジオパークを通した防災教育を展開し、市民が地球活動のうえに発生する災害のメカニズムを正しく理解することにより防災意識の高揚を図る。

ク　各種団体に対する啓発

研修会、講習会等を通じて防災に関する資料の提供やビデオの上映会を開催するなど各種団体に対して防災知識の普及に努める。

ケ　各種団体を通じての啓発

市及び教育委員会は、女性団体、ＰＴＡ、青少年団体、文化財の保護団体等に対し、各種研修会、集会等を通じ各団体の活動内容に則した防災知識の普及を図るものとする。

コ　風水害体験車、起震車等を通じての啓発

風水害体験車、起震車、消火・通報訓練指導車等による移動防災教室を開催し、防災意識の高揚を図る。

サ　自動車運転者に対する啓発

災害発生時における自動車運転者が取るべき措置の徹底。特に、地震及び津波発生時における運転自粛等の自動車運転者が取るべき次の措置の徹底を図る。

(ｱ)　走行中の自動車の処置

ａ　できる限り安全な方法により車を左側に停車させること。

ｂ　停車後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ｃ　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外に停車させ、エンジンを止め、車の鍵はつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

(ｲ)　避難のために車は使用しないこと。

(4)　相談窓口

市は、市民の災害対策の相談に積極的に応ずるものとする。

総合的な窓口は、防災管財課とする。

２　市民の災害に対する心得

市民は、「自分の身は自分で守る」という意識と普段から災害に対する備えに心掛ける。

また、災害時には、被害を最小限に留めるよう次の事項に心掛けるものとする。

(1)　３日分、出来れば１週間分程度の食料・飲料水の備蓄

(2)　非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）

(3)　家庭での予防・安全対策

(4)　警報発表時及び災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習

(5)　災害時の家族内の連絡方法の事前の取り決め

３　職員に対する防災教育

災害発生時に応急対策実行の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。災害時における防災対策を推進し、地域における防災活動を率先して実施するために市職員としての必要な知識や心構えなどの教育を、研修会等を通じて行う。

このため、市は職員に対し、行動マニュアル等を作成し災害発生時に備えるとともに災害時における適切な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育により徹底を図るものとする。

(1)　教育内容

ア　災害に関する基礎知識

イ　災害対策計画の内容と課題

ウ　市の実施すべき災害時の応急対策等

エ　災害時における個人の具体的役割と行動

オ　過去の主な被害実例

カ　防災関係法令の運用

(2)　教育の方法

ア　防災研修会等の実施

各種災害の防災上必要な知識の向上を図るため、防災関係機関等の協力を得て防災研修会を開催するとともに、市地域防災計画及び関係法令等の習得のため研修会を開催する。

イ　災害発生時の職員の動員体制と役割分担

災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、職員の動員体制及び役割分担について研修会等を通じて習得に努める。

ウ　防災訓練への参加

職員の防災技術の習得や防災意識の高揚を図るため、積極的に各種防災訓練への参加を図る。

エ　見学、現地調査等

防災関連施設、災害警戒箇所等の見学、現地調査を実施し、適正な判断力と行動力を養成する。

オ　防災関係機関の実施する講習会等への参加

防災関係機関の実施する各種講習会、研修会等に積極的に参加し、防災技術の習得と防災知識の向上に努める。

4　学校教育における防災教育・訓練

(1)　児童生徒等に対する防災教育

学校教育においては、児童生徒等の発達段階に応じ災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため、幼稚園、保育園、小学校（低学年、中学年、高学年）、中学校及び高等学校など児童生徒の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や課外授業等の教育活動全体を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導するものとする。

(2)　防災訓練における留意点

防災訓練に当たっては、学校生活の様々な場面（授業中、昼休み、遠足・修学旅行時など）を想定し実施するとともに、放送設備等の点検も含め実施するものとする。

(3)　教職員に対する防災教育

教育委員会は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、児童生徒の避難・誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知、徹底するものとする。

（注）　学校教育における具体的な防災教育は、本章第 20 節「文教施設等における災害予防計画」による。

5　要配慮者に対する防災知識の普及

在宅の要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時においては地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、市は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努めるものとする。

また、介護者や地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報誌等により啓発普及活動を行うものとする。

要配慮者関連施設に対しては、防災関連情報等の伝達方法を定めるとともに施設管理者が警戒避難体制を確立することに対して支援する。

6　ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

7　防災関係機関

電力会社、ガス会社、通信会社、交通機関等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関して、市民等が実施すべき安全対策等について広報を行うものとする。

８　防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1)　危険物等施設における防災教育

災害発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により市民に周知し災害発生時に備えることとする。

(2)　病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設等は、傷病者、高齢者、障害者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な者が多数所在・利用していることから、施設の管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努めるものとする。

(3)　ホテル・旅館等における防災教育

ホテル・旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施するものとする。また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示するものとする。

(4)　不特定多数の者が利用する施設における防災教育

中高層建築物、大規模小売り店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行うものとする。

(5)　監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等、防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に発災時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るものとする。また、その他一般企業の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努めるものとする。

教育の方法は、技能講習も含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、防災パンフレット等の配布及び現地指導等により行うものとする。

９　企業における防災知識の普及

企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第２節　　防災訓練計画

総合的な災害対策を推進していくうえでは、防災関係機関及び市民が災害に対する十分な認識と災害対策に関する的確な知識を持つこと並びに発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するために防災訓練等により日頃から災害対策の実施について豊富な経験を積み、発災時の応急対応能力を高めることが重要である。

防災訓練は、積み重ねることにより大きな効果が期待できるものである。そのため、行政を始めとする防災関係機関の的確な対応に加え、自主防災組織や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努めるものとする。

実 施 担 当	防災管財課　　消防本部
防災関係機関	各防災関係機関

１　訓練の実施

(1)　防災訓練

災害発生時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、市民自らの「自分の身は自分で守る」という行動力と、災害に対する知識の向上のため、市民主導型の防災訓練等を実施する。

ア　総合防災訓練

(ｱ)　実施日

原則として、毎年１回実施するものとする。

(ｲ)　実施場所

原則として、地区を持ち回りで実施する。

(ｳ)　訓練参加機関

市、消防本部、消防団、防災関係機関、災害時応援協定機関、地区集落、自治会、自主防災組織、防火協力団体、地域住民　等

(ｴ)　訓練概要

市内において大規模な地震または風水害等の災害が発生したとの想定で、市、消防本部、消防団、地区集落、自治会並びに自主防災組織等を核とした市民主導型訓練を中心に、各種対応型訓練を実施する。

(ｵ)　訓練項目

a　本部設置訓練　　b　緊急通信訓練　　c　津波/気象予報伝達訓練
d　広報訓練　　e　文教施設火災消火訓練　　f　社会福祉施設消火避難訓練
g　避難訓練　　h　救急救護訓練　　i　救出訓練　　j　水防訓練
k　一斉放水訓練　　l　架橋訓練　　m　炊出し訓練　　n　給水訓練
o　緊急物資輸送訓練　　p　ライフライン施設等復旧訓練　　q　警戒警備訓練
r　毒性ガス漏えい防御訓練　　s　交通規制訓練　　t　非常無線通信訓練
u　自衛隊災害派遣要請訓練　　v　非常招集訓練　　w　その他の訓練

(ｶ)　訓練の方法

実働訓練とする。

イ　職員招集訓練

勤務時間外の大規模災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、防災関係職員を非常招集する訓練を実施するものとする。

ウ　災害対策本部設置運営訓練

災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、災害対策本部を設置し運営する訓練を実施するものとする。

エ　緊急通信訓練

災害時に有線通信が不通若しくは困難な状況になった場合において、防災関係機関相互の通話連絡を迅速かつ確実に行うために実施するものとする。

(2)　水防訓練

ア　関係団体と連携して、消防団員に対して水防技術の取得及び水防思想の普及を図る。

イ　市の水防に関係する職員に対し、必要な高度の教育を実施し、水防体制の強化・拡充を図ることを目的として、関係団体と連携の下に水防研修を実施する。

ウ　出水時における水防関係機関等への情報伝達を的確かつ迅速に行うための伝達演習・洪水予測演習、水防警報等の災害情報演習を行う。

エ　洪水時に際しての水防工法、情報伝達、救援、救護訓練等の総合的な演習を行う。

オ　消防団員に対し、水防技術の向上及び伝承を図るため、水防工法の実技演習等水防技術講習会を行う。

(3)　地域住民の自主防災組織による訓練

大規模な災害に対しては、救出・救護、応急救護及び避難誘導など広範囲な対応が必要となるため、市民、事業所が適切な防災活動が行えるよう、防災に関する知識や情報を提供し、協力体制の充実強化を図るとともに、行政・市民・事業所が一体となった防災の推進を図り、事業所・地域の実情に合わせた防災訓練を実施するとともに、事業所においては地域の一員との立場から、防災用品等の事業所内備蓄を推進するものとする。

(4)　防災関係機関等における訓練

防災関係機関等においては、市などが実施する防災訓練について積極的に参加・協力し、災害発生時に処理すべき事務又は業務の検証を行うとともに、個々が定める各種マニュアルに基づき、職員の非常招集を含めた各種訓練の実施に努めるものとする。

(5)　病院・社会福祉施設等における訓練

病院や社会福祉施設等では、災害時において自力避難が困難な人が多く利用していることから、避難誘導や救出・救護に重点をおいた訓練を実施し、職員の要介護者に対する対応要領の策定と、付近住民の協力体制についても検討するものとする。

(6)　佐渡市デジタル防災行政無線通信訓練

災害時の電話等途絶の場合、災害情報等の収集・伝達通信が円滑に行われるよう、市職員に対し「佐渡市デジタル防災行政無線局管理運用規程」に基づく通信訓練を実施し、無線運用の習熟に努めるものとする。

２　防災関係機関における防災教育・訓練

防災関係機関は、職員に対し災害時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応などの教育に努めるものとする。

また、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて次の防災教育・訓練を実施するものとする。

(1)　東北電力㈱佐渡営業所

営業所の防災担当者は、従業員に対し、一般災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により、防災意識の高揚に努めるものとする。

また、営業所長は随時、所属員に対し、過去の災害事例の反省及び対策を勘案し教育・訓練を行い、防災思想の涵養に努めるものとする。

(2)　ＮＴＴ東日本㈱新潟支店

ア　方針

災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、災害復旧に必要な訓練を通じて認識を深めるとともに災害に関する防災教育を図るものとする。

イ　防災教育計画

「災害対策マニュアル」による災害発生時の通信確保、復旧方法並びに各社員の行動・連絡方法を明確にし、社員に対する防災業務の浸透を図る。

また、毎年各種訓練を実施するとともに、防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに防災に関する各種講習会への参加により、防災に対する社員の教育及び啓蒙を図るものとする。

(3)　日本赤十字社新潟県支部佐渡地区各分区

市内の赤十字災害救護組織の職員及び関係者に対し、一般的な防災知識と救護業務に対する必要な訓練・研修を実施するものとする。

ア　講習会の開催

(ｱ)　日本赤十字社救急法（応急手当、人工呼吸、心臓マッサージ）

(ｲ)　日本赤十字社水上安全法（水難事故者に対する救助の方法）

(ｳ)　日本赤十字社家庭看護法（家庭における病人の看護の方法）

イ　防災訓練の実施及び参加

(ｱ)　赤十字災害救護訓練

(ｲ)　地区内訓練

(ｳ)　他の災害予防責任者と共同で実施する訓練への参加

ウ　救護員研修会の開催

災害対策本部要員、救護班要員に対して、必要な講義及び実技を研修する。

第３節　　自主防災組織育成計画

災害発生時においては防災機関のみで対処することは困難になることが予想される。このような事態において、災害による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民の自主的な防災活動として市民自ら出火防止、初期消火、救出救護避難等を行う必要がある。

このため市は、市民の連帯意識に基づく自主防災組織及び企業、工場、小売店舗等における自衛消防組織の整備育成に努めるものとする。

実 施 担 当	防災管財課　　消防本部
防災関係機関	各防災関係機関

１　地域住民による自主防災組織

(1)　育成の主体

市は、災害対策基本法第５条の規定により自主防災組織の育成主体として位置付けられている。

このことから、市は、町内会、地区集落等に対する指導、助言を積極的に行うとともに、市単独の補助事業制度を活用し、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努めるものとする。

また、県や防災関係機関に協力依頼（パンフレットの作成配布やリーダー研修会の開催等）をするほか、消防庁の実施するコミュニティ防災資機材等整備事業や(財)自治総合センターの実施する自主防災組織育成事業等を積極的に活用しながら、自主防災組織における防災資機材を整備するとともに、防災まちづくり事業等を活用し活動拠点の整備を行い、自主防災組織の充実を図ることとする。

(2)　育成の方針

全市的に整備を促進するものとし、既存の町内会、地区集落等の自治組織を自主防災組織とすることを基本として、次の方法により組織作りを推進する。

ア　町内会、地区集落活動に防災活動を組み入れる。

イ　各種防火団体及び防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。

ウ　女性団体、青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れる。

エ　災害危険度の高い次のような地区に特に重点をおき、推進を図るものとする。

(ｱ)　津波発生時に災害の発生が予想される地域

(ｲ)　豪雨時において被害を受けやすい地域

(ｳ)　木造家屋等の集中している市街地等

(ｴ)　土砂災害危険地域

(ｵ)　消防水利、道路事情により消防活動の困難な地域

(ｶ)　豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域

(3)　規模

地域の防災活動を効果的に行える程度の規模が望ましいが、次の事項に留意して市民がもっとも効果的な防災活動が行える地域を単位として育成を図るものとする。

ア　市街地における街区単位、住宅地における町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等市民が連帯意識に基づいて、防災活動が期待される規模であることとする。

イ　同一避難所の区域、あるいは小学校の学区等市民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであることとする。

(4)　リーダーの育成

市は、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材として、地域防災リーダーの育成に努めるものとする。

また、地域防災リーダーの育成に際しては次の点に留意するものとする。

ア　消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と地域防災リーダーとの兼務は極力避ける。

イ　組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーを同時に育成する。

ウ　地域防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮にいれ、その職務を代行しうる者を育成する。

(5)　組織の編成及び活動形態

自主防災組織の編成等は、自治会、町内会、地区集落等を単位とし、活動形態は次の表を基本とする。

編成・活動	平常時の活動	災害時の活動
情報班	○防災に関する知識の普及 ○情報の収集・伝達訓練の実施 ○講習会等の開催 ○危険箇所の点検・把握 ○要配慮者に係る情報収集・共有	○災害情報の収集・伝達 ○防災関係機関への災害状況の通報 ○避難勧告等の伝達
消火班	○火気使用設備器具等の点検 ○消火用機材の準備と管理 ○初期消火訓練の実施	○災害時の出火防止の呼びかけ ○初期消火活動
救　出 救護班	○応急手当の知識の普及 ○応急手当等の訓練の実施	○負傷者等の救出活動と応急手当等救援活動
避　難 誘導班	○避難路・避難所の周知と現状把握 ○避難誘導用機材の準備と普及 ○避難訓練の実施	○避難所の指示 ○要配慮者の避難と手助け ○避難誘導
給　食 給水班	○炊出し訓練の実施 ○給水訓練の実施	○応急物資・応急給水等の手助け ○炊出し等の給食活動 ○給水活動
避難所 運営班	○避難所の現状把握 ○自治会等会員の把握	○避難者等の調査・防災関係機関への報告 ○避難所の自主的な運営活動

２　事業所等の自衛消防組織

(1)　現状

消防法では、多数の者が勤務し、又は出入りする施設については、防火管理者を定め消防計画を作成し、届出が義務付けられている。この中で、自衛消防組織の編成や災害時の行動基準等の自衛消防に関する事項が規定されている。

(2)　育成の方針

これら施設に対し、消防本部では法令に基づき適正な指導を行うものとする。

また、消防計画で自衛消防組織の編成が義務付けられていない施設についても、できるだけ自衛消防組織の設置を推進するものとし、関係機関は指導に努めるものとする。

(3)　自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の主な活動は、次のとおりである。

ア　平常時の活動

(ｱ)　防災要員の確保

(ｲ)　消防用設備等の維持管理

(ｳ)　防災訓練

イ　災害時の活動

(ｱ)　被害状況等の伝達

(ｲ)　消火活動

(ｳ)　避難誘導

３　自主防災組織と自衛消防組織の連携

事業所等の自衛消防組織は、市の実施する防災訓練への参加、地元の自主防災組織への協力等に努めるものとする。

市及び消防本部は地域社会における自主防災組織と事業所等の自衛消防組織の平常時及び災害時の協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるよう努めるものとする。

第４節　　災害に強いまちづくり計画

佐渡市における過去の災害歴を概観すると、主に水害、地すべりによる被害が多いが、過去の災害における教訓を生かし、災害に強いまちづくりを推進するためには、市、県、国等の都市整備に関係する各種機関が協力して、幹線道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、業務、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用の誘導等を図り、面的な整備による木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消などの総合的な施策を展開することが必要である。

実 施 担 当	各関係課
防災関係機関	各防災関係機関

１　計画的なまちづくり

災害に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。総合的な計画において防災に配慮した市のマスタープランの策定を促進するものとする。

マスタープランは、土地利用に関する計画、施設に関する計画などを含む将来の望ましい市を明確にするものであり、総合計画策定上の指針となるべきものである。このため、防災まちづくりの方針を佐渡市総合計画マスタープランに位置付けることにより、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努めるものとする。

２　災害に強い市街地構造の形成

市街地の同時多発的な火災に対処するため、木造密集市街地等、延焼により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、市街地の面的な整備や、公共施設等による延焼遮断空間の整備を進め、災害に強い市街地構造の形成を図ることが重要である。

(1)　街区整備等の面的整備事業の推進による防災性の強化

ア　街区整備等による災害危険市街地の解消

防災上危険な木造密集市街地の解消のためには幹線道路などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強い市街地構造とするには、総合的な整備手法を検討し、災害に強いまちづくりを行うものとする。

イ　災害に強い新市街地の整備

市街地周辺部については、防災上危険で無秩序な開発を防止し、良好な新市街地の整備を行うため、総合的な整備を推進する。

(2)　防災活動拠点となる防災安全街区の整備

市及び県等の関係機関は相互連携により、街区整備等による都市基盤の整備に併せて、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を推進するものとする。

(3)　低地における市街地の浸水対策等の推進

市及び民間の開発事業者は、その開発に当たって、必要な防災調節池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置等により、雨水の流出抑制、保水、遊水機能が確保されるよう、低地における市街地の浸水対策を推進するものとする。

(4)　土砂災害危険箇所の整備の推進

ア　市及び県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等における土砂災害防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

イ　市は県と協力して、土砂災害の危険性が高い斜面地等については、その防止施設の整備等に加え「新潟県緑花推進計画」に基づき、緑化協定や緑地保全地区の指定などにより、土砂災害防止、延焼遮断、市街化の進展防止等の機能を有する緑地の整備、保全に努める。

(5)　都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり

本市では、都市計画指定区域は少ないが一部に集中化する傾向もあるため、道路用地・公共空地の確保と、下記の地域地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導及び根幹的な都市施設の整備、面的な市街地開発事業の実施により望ましいまちづくりを実現することで、防災効果を高める。

(都市計画区域等の指定等)　　(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区　　分	面 積 (ｈａ)	区　　分	面 積 (ｈａ)
都市計画区域	24,352.0		
用途地域	195.6		
第一種低層住居専用地域	－	第一種中高層住居専用地域	9.1
第一種住居地域	139.0	第二種住居地域	7.2
準住居地域	16.0	近隣商業地域	4.3
商業地域	8.0	準工業地域	12.0
工業地域	－	工業専用地域	－
防火地域	－	準防火地域(佐和田・相川地区)	13.1

ア　既存の木造密集市街地や高度な土地利用を図る地域について、準防火地域や防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図るものとする。

イ　工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより建築物の用途純化を誘導し、災害時の火災発生及び拡大要因の除去を図るものとする。

(6)　要配慮者対策の推進

ア　市及び県は、災害関係情報の迅速で分りやすい方法による伝達や警戒避難体制の整備・強化等により、要配慮者の安全確保に努めるものとする。

イ　市及び県等の公共施設管理者は、避難地、避難路となる道路、都市公園及び避難施設等において、段差を解消するなど、要配慮者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するものとする。

ウ　市は、災害時における要配慮者の安全確保と災害後の地域サービスの充実のため、地域の防災拠点において高齢者福祉施設等の社会福祉施設の配置を推進するものとする。

3　防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備

(1)　防災に資する公共施設の整備

ア　河川・水路の整備

河川・水路管理者は、河川・水路について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路等の建設、内水排除施設の整備及び必要に応じ下水道事業による雨水渠の整備等に努めるものとする。

イ　土砂災害防止施設の整備

市及び国、県は、保安林の指定及びその整備並びに土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所等における施設整備に努めるものとする。

ウ　海岸、港湾施設等の整備

海岸保全施設、河川管理施設、港湾施設及び漁港施設の各管理者は、津波、高潮、波浪等の災害から市街地･地区集落を守るための海岸､港湾施設等の整備に努めるものとする。

(2)　災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

ア　緊急輸送ネットワークの整備

市は、国及び県と協力をし、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等の庁舎)、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート)、輸送拠点（両津港・小木港・赤泊港・ターミナル等)、緊急物資集積拠点、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進するものとする。

イ　避難路ネットワークの整備

市は、災害時の地域住民の円滑な避難を確保するための避難路ネットワークの計画的な整備を推進する。

ウ　防災公園等の整備

市及び県は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難地や広域避難地となる公園（防災公園）等を、面的整備事業の活用により、関係機関と連携を図りながらその整備について検討するものとする。

なお、市街地については、都市計画公園の建設・再整備により防災機能を付加する。

エ　オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防、港湾、漁港等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難地・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努めるものとする。

第５節　　集落孤立対策計画

中山間地及び沿岸部など、災害が発生した場合、土砂崩れや津波等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う必要がある。

実 施 担 当	防災管財課
防災関係機関	県

１　孤立が予想される集落の把握

市は県と連携し、迂回路のない集落について周辺の集落・避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握するものとする。

２　情報収集・伝達体制の確保

(1)　地区の実情に応じた適切な非常通信手段の確保

(2)　非常用電源（燃料等も含む）などの確保

(3)　道路被害情報等の収集及び関係機関への情報提供を迅速に行うため、孤立化のおそれがある地区住民（自主防災組織など）との連携体制の確立

３　物資供給、救助活動

(1)　ヘリコプター臨時離着陸場の確保、その他離着陸が可能な場所（田畑など）の把握

(2)　自主防災組織育成を推進し、食料及び医薬品、防災資機材などを支援する。

４　要配慮者の支援

自主防災組織等と連携し、要配慮者に対しての連絡体制及び移動手段を確保する。

５　日頃からの備え

(1)　市は孤立化のおそれがある地区住民に対し、最低７日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう要請する。

(2)　市はハザードマップ等により、孤立集落内の避難路や危険区域を周知する。

第６節　　建築物等災害予防計画

災害によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、市民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。特に、根幹的な公共施設などは、災害時の復旧活動において重要な拠点施設となるため、公共機関等においては所管施設等の予防対策を行うなど、構造耐力基準等の検討を踏まえて耐震性及び耐火性の向上を図り、適切な維持管理に努めなければならない。

民間の住宅・建築物等については、所有者に対して防災対策の総点検及び災害予防の重要性についての啓蒙に努め、耐震性の向上を促進するものとする。また、災害発生後の建築物等による二次災害を防止するために体制の確立を図っていくものとする。

実 施 担 当	各関係課
防災関係機関	各防災関係機関

１　防災上重要な建築物の災害予防

(1)　防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

ア　災害対策本部が設置される施設（市役所庁舎等）

イ　医療救護活動の施設（健康センター、保健センター、各病院）

ウ　応急対策活動の施設（消防署等）

エ　避難所となる施設（学校、体育館、公民館等）

オ　社会福祉施設等（養護老人ホーム、高齢者福祉センター、心身障害者施設等）

(2)　防災対策の実施

(1)に掲げた建築物は、災害時の避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進するものとする。

ア　建築物及び構造物の安全確保

施設管理者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努めるものとする。

イ　防災設備等の整備

施設管理者は､次に示すような防災措置を実施し､防災機能の強化に努めるものとする。

(ｱ)　飲料水の基本水量の確保

(ｲ)　非常用電源の基本能力の確保

(ｳ)　配管設備類の固定強化

(ｴ)　敷地内の排水施設及び擁壁等の整備

(ｵ)　段差部をスロープ化するなど、要配慮者に配慮した施設、設備の整備

(ｶ)　防災設備の充実　他

ウ　維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努めるものとする。

(ｱ)　法令に基づく点検等の台帳
(ｲ)　建設時の図面及び防災関連図面
(ｳ)　施設の維持管理の手引き

(3)　要配慮者に対する配慮

ア　避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ　不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、要配慮者を避難誘導するための体制整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。

2　ビル及びターミナル等の災害予防

ビル及びターミナル等などは、不特定多数の人が出入りする多様な施設であることから、共同防火管理体制の確立を図るとともに災害発生による被害の防止、軽減を図るため、３の一般建築物の災害予防に加え、消防本部及び電気・ガス等保安団体は、次の対策等を指導するものとする。

(1)　災害時の混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備

(2)　不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

(3)　避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底

(4)　災害時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

(5)　当該施設の管理実態を把握するため、防災設備等の日常点検の励行

(6)　個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の徹底

3　一般建築物の災害予防

(1)　現状

建築物全般並びに特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の災害や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその実効性の安全が図られてきた。

しかしながら、新耐震設計基準施行（昭和 56 年）以前の既存住宅・建築物については、現行法の耐震性が満たされていないものが数多く存在している。

(2)　計画

市は、災害に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体との連携を図りながら次の対策を計画的に講ずるものとする。

ア　不特定多数の者が使用する建築物について必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。

イ　著しく劣化している建築物について防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

ウ　災害時に建築物の窓ガラスや看板等落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等に、安全確保について啓発・指導するものとする。

エ　水害常襲地の建築物について床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

オ　がけ地等における安全立地については、建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

カ　一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき防災上必要な指導、助言を行うものとする。

キ　災害等によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

ク　新耐震設計基準施行（昭和 56 年）以前に建築された特殊建築物については、巡回指導等の機会を利用して構造耐力診断の実施について啓発・指導するものとする。

ケ　工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。

4　体制の整備

(1)　耐震診断・改修技術者の養成

市は、建築関係団体と連携し、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震性診断等を推進していくため、耐震診断、改修に関する専門技術者を養成するものとする。

(2)　被災建築物の応急危険度判定体制の整備

地震により被災した公共建物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保、注意を喚起するため、建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。

(3)　被災住宅危険度判定体制の整備

大震災等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、市民の安全確保を目的として、被災宅地の危険度判定を実施する必要がある。判定活動の円滑な実施を図るため、県等との連絡体制の整備を行う。

第７節　　道路・空港・港湾・漁港施設の災害予防計画

道路、空港、港湾、漁港施設の輸送施設は、平時はもとより、災害発生時には応急復旧対策活動において重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの公共施設について、被災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事前の予防措置を講じておくことが重要である。

各輸送施設を管理する関係機関や施設占用者は、災害時における緊急輸送ネットワークの形成及び災害に対する安全性を考慮した施設整備に努めるとともに、応急対策活動を円滑に実施するため、関係機関相互の協力体制、情報連絡系統の確立を図るものとする。

実 施 担 当	建設課　　農林水産課　　各施設管理者
防災関係機関	北陸地方整備局　　県

１　緊急輸送ネットワークの確立

(1)　緊急輸送ネットワークの整備方針

市は､国及び県と協力し災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため､輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（市庁舎、支所等、警察署、消防本部等)、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港及び臨時ヘリポート)、輸送拠点（両津港、小木港、赤泊港、ターミナル等)､緊急物資集積拠点などを結ぶ道路網等を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておくものとする。

(2)　緊急輸送道路の指定

被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点施設、緊急物資集積拠点を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成するものとする。

ア　国道 350 号を基幹に、これとアクセスする主要県道を主体とし、防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点、緊急物資集積拠点を縦横に結ぶ国道・県道・市道で構成される道路網

イ　各支所等を結ぶ道路（国道・県道・市道）

ウ　病院、避難場所等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3)　臨時ヘリポートの整備

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、小中学校のグラウンド、野球場、陸上競技場、漁港等を臨時ヘリポートとして指定するものとする。

２　輸送施設の安全性の確保

(1)　輸送施設の管理者は、各施設の防災対策を推進し、災害時における施設の機能確保を図るものとする。

(2)　緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設については、特に災害時の安全性確保に努めるものとする。また、災害時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、平素から情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整えておくものとする。

３　道路の災害予防

市内の道路改良は順次進展しているが、山間部や海岸・河川沿いの道路などではがけ崩れ、道路崩壊、浸水、津波等の災害により通行不能となる場合が多い。災害時における緊急輸送路や避難路の確保は速やかな応急活動を展開する際に最も重要な要素である。このため、道路管理者は、災害発生時において、安全性、信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、各管理施設等の防災対策を講じる。

(1)　一般国道及び県・市道の災害予防

ア　市内の道路現況（実延長）　　平成28年４月１日現在

種　別	路線数	延　長（m）	市　　道		
一般国道	1	49,422.7			
主要地方道	5	274,571.5		路線数	延長（m）
一般県道	18	106,798.9			
計	24	430,793.1	計	6,786	2,458,629.0

イ　一般国道及び県道の施設管理者は、災害時における道路機能確保のため、所管する道路について、危険箇所の調査を実施して防災補修工事が必要な箇所を指定し、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、対策工事を実施する。

ウ　市道は、地域の生活道路であると同時に、国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては地形条件や老朽化により、脆弱な区間も多い。県及び関係機関と協力して危険箇所等の把握に努め、補修等対策工事を実施する。

エ　事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保できるよう応急復旧用資機材を(社)新潟県建設業協会佐渡支部等と連携し、配置場所を常に把握しておくよう努める。

オ　大雨洪水警報が発表され相当な雨量が予想されるとき、地震及び津波の発生時において災害が発生しているおそれがあるときは、道路パトロールを実施するなど災害警戒を強化する。

(2)　橋梁の災害予防

災害時において橋梁機能が確保できるように、県及び関係機関と協力して主要な道路の橋梁についての調査を実施し、補修等の対策が必要な箇所での架け替え・補強等整備を推進する。また、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補修等の整備促進を図る。

(3)　基幹農道及び主要林道の災害予防

基幹農道及び主要林道については、農業、林業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、その多くは、軟弱地盤地帯や地すべり地帯に多いため、災害時には道路施設の多大な被害が予想される。市は安全性、信頼性の高い道路ネットワークを確保するため補強・改良等を実施し施設の安全性を高めるよう防災対策を推進する。

ア　基幹農道

広域農道を災害時において避難路及び災害応急・復旧対策上重要な道路施設と位置づけるとともに、橋梁については落橋防止装置を設ける等整備に努める。また、水害、地震等による法面崩壊、土砂崩落、落石等の被害が予想される場所については防止工を施工する。

イ　主要林道

林道は、中山間地域における災害発生時の緊急避難及び応急対策活動において、国道、県道及び市道を補完する施設であり、このような路線を重点的に公共改良事業等により、補強・改良等を実施し施設の安全性を高める。

(4)　空港、港湾、漁港施設の災害予防

空港、港湾は、道路や河川など他の公共土木施設とともに、災害時において重要な役割を担うことが求められる。したがって、災害時に施設が破壊されないよう十分な予防措置を講じておくことが重要である。

ア　空港

高速性に優れた航空輸送は、災害時にもその威力を発揮するが、航空機を使用するためには、空港の施設が万全である事が前提となる。

整備に当たっては、被害を最小限にくいとどめるため「空港土木施設設計基準」等に従い、空港機能を維持するため災害に強い施設整備に努める。

なお、市内の空港の規格等について下表に示す。

空　港　名	種　　別	滑　走　路
佐　渡　空　港	地方管理空港	890m×25m

イ　港湾

両津・小木・赤泊・二見各港は、地域経済にとって重要な物流機能を担うばかりでなく、災害時に海上交通の安定性を活かした緊急物資輸送、被災者の移動、市民への避難場所の提供等を行う重要な防災拠点である。

また、避難緑地等から構成される多目的利用可能なオープンスペースとこれらに隣接もしくは近接する背後地域との輸送ルートを基本とし、緊急物資の保管施設、通信情報施設、がれき仕分け施設、仮設住宅用地等を備えた拠点としての機能を十分発揮できる整備が図られるよう働きかけていく。

(ｱ)　市内の港湾

港　湾　名	港 湾 の 種 別
両　津　港	重　　要　　港　　湾
小　木　港	重　　要　　港　　湾
赤　泊　港	地　　方　　港　　湾
二　見　港	地方港湾（避難港）

(ｲ)　耐震強化岸壁の整備計画　　（平成２６年２月現在）

港　名	地区名	耐震バース整備状況			
		施設名	水深	延長	適用
両 津 港	湊地区	南ふ頭２号岸壁	－ 7.5m	193m	整備済
小 木 港	北地区	北地区岸壁	－ 7.5m ～ － 8.0m	200m ～ 240m	計　画

(ｳ)　避難緑地の整備計画　　（平成２６年２月現在）

港　名	地区名	緑地種別	避難緑地面積	適　用	港湾計画上の緑地面積
両 津 港	湊地区	避難緑地	10,129 ㎡	整備済	2.7 ha
小 木 港	北地区	避難緑地	10,000 ㎡	計　画	1.4 ha

ウ　漁港

(ｱ)　防波堤等の整備

漁港は、産業基盤施設として、あるいは漁村地域の生活基盤施設としての漁港機能を維持するため、護岸の整備や防波堤の設置等により、高潮、波浪、地震、津波等の災害に強い漁港施設づくりに努める。

(ｲ)　防災空地等の整備

災害発生時においては応急復旧活動の拠点として、被災者避難、救援活動、緊急物資の搬入等が迅速かつ安全に実施できるよう、防災空地等の整備に努める。

(ｳ)　応急復旧体制の整備

災害発生時を想定した応急復旧体制の整備に努める。

(ｴ)　市内の漁港

管 理 者	漁　港　の　種　別		漁港数
佐 渡 市	第１種	その利用範囲が地元の漁船を主とするもの	２６
新 潟 県	第２種	その利用範囲が１種より広く、第３種に属さないもの	5
佐 渡 市			1
新 潟 県	第３種	その利用範囲が全国的なもの	1
新 潟 県	第４種	離島その他辺地にあって、漁業開発又は漁船の避難上特に必要なもの	1
計			３４

第８節　　治山・砂防・河川・海岸施設等の災害予防計画

治山・砂防・河川・海岸施設等は、風水害における災害防御及び地震に伴う被害局限のための重要な施設である。各施設の管理者は、災害による施設被害を最小限にとどめるため、平時から施設の構造強化による災害予防対策の推進と、災害発生時に備えた総合的な防災体制の整備を推進するものとする。

実 施 担 当	建設課　　農林水産課　　各施設管理者
防災関係機関	北陸地方整備局　　県

１　各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1)　耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(2)　緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び(社)新潟県建設業協会佐渡支部等の民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

（水防資材については「資料編　水防資材一覧表」による。）

(3)　情報管理手法の確立

河川・ダム・海岸施設等の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(4)　災害危険地区の調査及び市民への周知

山地災害、地すべり、浸水、波浪等による危険地域等を定期的に調査し、災害危険箇所について市民へ周知する。

２　治山施設等の災害予防

市及び国、県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

(1)　治山施設の整備

ア　危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を緊急性の高い箇所から計画的に耐震性の強化に努める。

イ　既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し、必要に応じ修繕等を行う。

(2)　保安林の指定

ア　山地災害の防止を始め、水資源のかん養、生活環境を保全・創出するなど、森林の持つ公益的機能の発揮が特に必要な森林について保安林に指定し、保全に努める。

イ　保安林がその指定目的を果たし、機能を十分に発揮させるため、荒廃地の復旧整備や森林整備等、治山事業の実施により質的な向上に努める。

ウ　市内の保安林の種類及び面積　（平成２８年３月末現在　単位：ha）

保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積
水源かん養保安林	１０，９１８	土砂流出防備保安林	６，５３１
土砂崩壊防備保安林	１２１	防風保安林	３２
潮害防備保安林	０	干害防備保安林	６３
落石防止保安林	１８	保健保安林	１
風致保安林	１４	計	１７，６９８

※　兼種保安林は事務処理規程の上位の保安林林種として計上

(3)　林道施設の整備

国及び県は、震災時に孤立の恐れのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備する。

また、避難広場等の防災安全施設の設置について検討する。

(4)　治山防災ヘルパーの活用

山地災害の未然防止及び震災時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び地震及び津波の発生時における被害情報等の収集･支援活動等を行う「治山防災ヘルパー」を育成し、協力体制を確立する。

３　砂防設備等の災害予防

砂防設備等の災害予防については、第 2 章第 4 節「土砂災害予防計画」の中で記述する。

４　河川管理施設等の災害予防

本市は急流河川が多く、平成 10 年８月４日の集中豪雨で大きな被害を受けた経緯がある。河川整備については、国府川水系河川整備計画に基づき着実に進めている。土砂災害防止関係では、地域住民が安心して住んでもらうため、両津地区の真更川通常砂防、相川地区の長坂羽田地すべり、畑野地区の浜河内急傾斜事業等を実施するとともに、土砂災害のソフト対策として、的確な情報伝達により早期の避難が可能となるよう、警戒避難体制の整備拡充を図っている。

河川管理者等は、次により河川施設等の災害予防対策を講じる。

(1)　施設及び災害危険箇所の点検、調査及び耐震性の強化

ア　各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

イ　災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

ウ　市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

エ　国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。橋りょう、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

(2)　排水機場、頭首工等における管理体制整備

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

(3)　防災体制等の整備

ア　出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

イ　地震発生直後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

(4)　河川関係重要水防箇所

（平成２９年度佐渡地域振興局地域整備部水防計画）

重点区間		水防上最も重要な区間 A		水防上重要な区間 B		要注意区間		計	
箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
0	0	68	24,815	228	191,455	0	0	296	216,270

(5)　河川施設の当面の整備目標

ア　河川・ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、的確な情報の収集を行い、出水時に迅速な対応ができるような体制整備を行うものとする。

イ　国府川流域内の本川及び一次支川等の主要河川については、70 年に一回程度発生する規模の洪水を安全に流下させることのできる整備をめざすものとする。

ウ　前記の整備目標に従って、下記の施設等の整備を計画的に推進する。

(ｱ)　堤防築堤、河床掘削等による河道整備及び遊水池、放水路、内水排除施設等の整備

(ｲ)　堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置及び樋門、樋管の改修、堤防嵩上げ等の整備並びに可搬式ポンプの配備

(ｳ)　防災調整池の設置及び必要に応じた雨水貯留・浸透施設の設置並びに透水性舗装の実施、盛土の抑制

(6)　ダム施設における放水の調整等

本市においては、上水道事業としてダム（有効貯水量 3,546 千m^3）を有している。

また、上流には洪水調整及び不特定灌漑用水ダム川ダム（総貯水量 18,292 千m^3）を有している。

これらダムにおける放水は、時として水害を助長することが考えられる。降雨が長期的に続く場合は、ダムの管理者と連絡を密に行い計画的な放水を行うものとする。

(7)　減災対策

ア　水防体制の整備

市は、水防管理団体として「第 3 部第 2 章第 4 節水防活動計画」に基づき、水防組織を整備する。

イ　要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

ウ　警戒避難体制の整備

(ｱ)　洪水ハザードマップ等により避難路・避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保等、必要な警戒避難体制を構築する。

(ｲ)　河川・海岸災害に関する情報、洪水予報、避難判断水位到達情報は、広報計画に基づき、サイレン、広報車、佐渡市メール等の媒体を用いて市民に周知する。

5　ダム施設の災害予防

各ダム施設管理者は、次により災害予防対策を講じる。

(1)　施設点検、耐震性の強化

ア　県土木部所管ダム

「河川管理施設等構造令」及び「河川砂防技術基準(案)」等により、十分な耐震構造で設計・施工されている。

ダム本体および貯水池周辺道路、法面等の関連施設については、河川法施行令第29条に基づき各ダムで定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じる。

イ　県農地部所管ダム

農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものは耐震性を考慮して設計・施工されている。

築造年代の古いものについては、順次現地調査を実施し、各施設の危険度判定結果を基に計画的に施設の改善に努める。

(2)　ダム管理体制の整備

地震及び津波の発生時に一貫した管理がとれるようダム操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

6　海岸保全施設の災害予防

佐渡市の海岸は約280㎞あり、そのうち159.3kmは海岸保全区域の指定を受けている。その所管は国土交通省、農林水産省に別れ海岸法、その他関係法令の定めるところにより、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。

(1)　海岸保全区域、災害危険箇所の点検

海岸保全区域､災害危険箇所を定期的に点検し､危険箇所の整備計画を策定するとともに、点検結果に基づき緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。

(2)　整備目標

ア　国土交通省所管の海岸については、崖海岸等保全対象がなく整備が不要な海岸を除き、50年に１回程度の発生が見込まれる高潮や高波等による浸水被害、海岸浸食等に対応できる整備を目標とする。

イ　農林水産省所管の海岸については、崖海岸等保全対象がなく整備が不要な海岸を除き、30年に１回程度の発生が見込まれる高潮や高波等による浸水被害、海岸浸食等に対応できる整備を目標とする。

(3)　佐渡市の海岸関係重要水防箇所　（平成２９年度佐渡地域振興局地域整備部水防計画）

水防上最も重要な区間Ａ		水防上重要な区間 Ｂ		やや危険な区間 Ｃ		計	
箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
9	3,102	37	13,838	26	9,239	72	26,179

(4)　低地における海岸堤防の整備

ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る。

(5)　所管別海岸延長

（平成２５年度海岸統計調査　　単位：Km）

所管区分	海岸線延長	要保全海岸 延　　長	海岸保全区域 延　　長	海岸保全 施設延長
国土交通省 河川局	－	１０１．７	１０１．７	－
国土交通省 港湾局	－	２５．４	２５．４	－
農林水産省	－	２９．０	２９．０	－
合　　計	２８０．６	１５６．１	１５６．１	１５９．０

第９節　　農地・農業用施設等の災害予防計画

農地･農業用施設等の災害の未然防止と被害解消のため､新潟県農業農村整備長期計画に即し、湛水防除、ため池等整備、中山間地域総合整備事業等により農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図るものとする。

実 施 担 当	農林水産課　　各土地改良区　　各施設管理者
防災関係機関	県

１　各施設の共通的な災害予防

農地･農業用施設等の管理者は､災害予防対策に当たり次の事項に十分留意するものとする。

(1)　管理体制等の整備

農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各施設管理者主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保など管理体制の強化と徹底を図るものとする。

(2)　土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(3)　施設の点検

ア　常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるものとする。

イ　震度４以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に、危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4)　情報管理手法の確立

基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(5)　緊急用資機材の点検、備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に(社)新潟県建設業協会佐渡支部等の民間団体と協力し、備蓄に努めるものとする。

2　農業用ダム施設の災害予防

(1)　農業用ダムについては、築造後年数を経たものもあり、管理者は計画的な施設の改善に努めるとともに施設管理体制の強化により適正な維持管理を推進するものとする。

(2)　農 業 用 ダ ム

ダム名	所在地	管理団体
新穂ダム	佐渡市上新穂	新穂村土地改良区
新穂第２ダム	〃　上新穂	新穂村土地改良区
小倉川ダム	〃　小倉	国府川左岸土地改良区
竹田川ダム	〃　竹田	国府川左岸土地改良区
藤津川ダム	〃　平清水	金井土地改良区
佐和田ダム	〃　山田	国仲西部土地改良区
羽茂ダム	〃　下川茂	羽茂土地改良区
小倉ダム	〃　小倉	市（農林水産課）
外山ダム	〃　外山	市（農林水産課）

3　用排水施設の災害予防

(1)　用排水施設の整備に当たっては、地域全体の排水機能の向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や中山間地域総合整備事業による農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止を図っていくものとする。

(2)　頭首工・樋門・樋管など農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、災害の未然防止に努めるものとする。

(3)　主要用排水施設

用排水施設名	所在地	管理団体
小倉川頭首工	佐渡市宮川	国府川左岸土地改良区
大堰頭首工	〃　羽茂本郷	羽茂土地改良区
皆川排水機場	〃　皆川	新穂村土地改良区
中興排水機場	〃　金丸	金井土地改良区
国仲排水機場	〃　八幡	国仲西部土地改良区
金井排水機場	〃　皆川	金井土地改良区

4　ため池施設の災害予防

農業用ため池の大多数は築造後かなりの年数を経過し、堤体や取水施設の老朽化が著しく、また、洪水吐機能が不十分なものもある。

(1)　ため池の管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努めるものとする。

(2)　出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努めるものとする。

(3)　ため池の老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路とともに計画的な施設の整備に努めるものとする。

(4)　主要ため池

ため池名	所在地	管理団体
あんべい寺池	佐渡市河崎	千原耕地整理組合
砥石池	〃　吾潟	砥石水利組合
岩坂池	〃　相川大浦	岩坂耕地整理組合
瓜畑池	〃　相川大浦	瓜畑水利組合
西野堤	〃　沢根	西野水利組合
青野堤	〃　青野	佐渡市
尾嵩郷内池	〃　平清水	金井土地改良区
中之入堤	〃　中興	金井土地改良区
吉井開田溜池	〃　安養寺	吉井土地改良区
沖堤	〃　畑野	畑野区
小布勢溜池	〃　豊田	小布勢土地改良区
金山溜池	〃　静平	真野町土地改良区
小立溜池	〃　小立	真野町土地改良区
瀬の沢溜池	〃　小立	真野町土地改良区
柏木沢溜池	〃　小立	真野町土地改良区
帰流川溜池	〃　下川茂	羽茂土地改良区
小山池	〃　加茂歌代	加茂歌代新田水利組合
耕地整理堤	〃　小川	小川耕地整理組合
八幡堤	〃　石田	八幡ため池水利組合
金山堤	〃　宮川	宮川区
苦竹沢池	〃　栗野江	縄手水利組合

第 10 節　　防災通信施設の災害予防計画

災害時において、迅速に情報を収集し、被害の状況を的確に把握することは、その後の応急対策を進める上で重要である。

そのため市及び防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策の推進に努める。

また、市は防災関係機関相互の情報伝達方法について対策を講じるものとする。

実 施 担 当	総務課　　防災管財課　　消防本部
防災関係機関	県　　各防災関係機関

1　市の役割

(1)　市防災行政無線施設の整備

ア　同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市から市民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信設備を整備する。

イ　移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備する。

ウ　地域防災無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と地域の防災関係機関、生活関連機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うための通信設備を整備する。

(2)　防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

(3)　新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備し活用する。

(4)　緊急地震速報受信設備の整備

住民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び受信設備等を整備する。また携帯電話メールサービスの活用など多様な情報伝達手段の確保に努める。

(5)　県・市町村防災行政無線施設の運用

ア　勤務時間外においても、非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

イ　実践的な非常通信訓練を定期的に実施し、無線運用の習熟を図る。

(6)　停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(7)　耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

(8)　通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

2　県の役割

(1)　新潟県震度情報ネットワークの整備

地震発生時の震度情報等を迅速に入手し、的確な初動体制を確保するため、新潟県震度情報ネットワークの整備改修を図る。

(2)　新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市町村、防災機関の意志決定を支援し、県民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

(3)　新潟県防災行政無線施設の整備（総務管理部）

ア　地上系、衛星系無線施設

(ｱ)　災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(ｲ)　有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化及び関連装置の二重化などにより、災害に強い伝送路の構築を図る。

イ　移動系無線施設

災害時の情報収集活動を円滑に進めるため、基地局と陸上移動局（車載・携帯）で構成される無線施設の整備を図る。

(4)　防災相互通信用無線機の整備（総務管理部）

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を図る。

(5)　緊急地震速報受信設備の整備

緊急地震速報の有効な活用のため、受信設備等の整備を図る。

(6)　停電対策（総務管理部）

ア　商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の整備を図る。

イ　発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で７２時間以上、有人施設で６時間以上を目安とする。

(7)　耐震対策（総務管理部）

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、順次、耐震対策を図る。

(8)　新潟県防災行政無線施設の運用（総務管理部、土木部、防災局）

ア　新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規程（昭和５０年５月２６日新潟県告示第５９０号）に基づき、これを運用する。

イ　通信管理者は通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮をさせる。

ウ　非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ　非常通信の取扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平時から訓練を定期的に行う。

(9)　通信機器の配備及び調達体制の整備（総務管理部、土木部、防災局）

ア　無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。

イ　通信施設のバックアップとして、衛星携帯電話、インターネットなど、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入及び整備を図る。

ウ　通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

エ　ヘリコプターテレビ電送システムなどにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。

オ　ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対応を講じる。

３　防災関係機関の役割

(1)　北陸地方整備局

ア　水防・道路用通信施設の整備

(ｱ)　画像情報等を含めた高度な情報伝達に対処するために、地上系マイクロ多重無線回線と光ファイバー通信回線総合化の計画的な推進に努める。

(ｲ)　衛星回線については、機動性の向上を図るため、計画的な機器の整備に努める。

(ｳ)　災害時における外部との情報連絡を確実なものとするため、関係機関との通信網の強化に努める。

(ｴ)　情報を迅速かつ的確に収集、伝送し、応急対策等を円滑に実施するため、情報収集、伝達体制等の整備に努める。

イ　停電対策

(ｱ)　商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の計画的な整備に努める。

(ｲ)　発電設備の無給油による連続運転可能時間を７２時間以上確保の整備に努める。

ウ　耐震対策

通信鉄塔、無線局舎、通信設備、電源設備、情報機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性能の強化に努める。

エ　点検整備

電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るため、国土交通省電気通信施設保守要領に基づく点検整備を行う。

(2)　第九管区海上保安本部

ア　通信設備の維持管理

(ｱ)　ヘリテレ伝送装置の迅速かつ的確な映像伝送ができるよう取扱いを含めた伝送訓練を

定期的に実施する。

(ｲ)　管内無線施設の非常用発動発電機を含めた通信機器の定期的な保守・点検を行う。

イ　通信系の確保

災害発生時において、現場画像の情報伝送や非常用通信回線設定等により、早期の状況把握及び適切な対策の実施を図るため、臨時の情報通信回線の確保に努める。

ウ　通信訓練への参加

防災関係機関による通信訓練に積極的に参加し、災害時における円滑な通信の確保に努める。

(3)　警察本部、関東管区警察局

ア　警察無線通信施設の整備

(ｱ)　通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。

(ｲ)　ＮＴＴ東日本専用回線の２ルート化に努める。

イ　停電対策

(ｱ)　定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(ｲ)　商用電源の２ルート化に努める。

ウ　耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図る。

エ　通信の確保

(ｱ)　平常時から通信設備の総点検を定期的に実施して、機器の万全に努める。

(ｲ)　平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(4)　消防本部

ア　停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

イ　耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

ウ　通信の確保

(ｱ)　定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(ｲ)　平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

４　情報収集体制の整備

(1)　市及び防災関係機関による情報の収集

ア　市及び防災関係機関は、相互に連携し勤務時間内はもとより勤務時間外においても、迅速かつ的確に災害の状況が把握できる情報収集体制を確立するものとする。

また、通常の電話回線等が利用できない場合には、佐渡市デジタル防災行政無線や衛星携帯電話を活用する。

消防本部における通信施設は、市内全域を一元的にカバーできる無線統制設備が整備されている。

イ　市は、情報収集体制を確立するため避難所等に、通信機器等を計画的に整備するものとする。

(2)　自主防災組織及び市民は「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識のもとで、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

５　情報伝達体制の整備

(1)　緊急情報伝達システム

市は、災害情報を迅速かつ的確に市民へ伝達するため、ケーブルテレビ回線を活用した有線による緊急情報伝達システムを整備した。このシステムは各戸に設置する個別受信機と屋外拡声器から構成されており、災害情報はこのシステムを活用し伝達する。

(2)　Ｊ－ＡＬＥＲＴ（Ｊアラート）（全国瞬時警報システム）の活用

国民保護法により構築されたこのシステムは、時間的に余裕のない緊急地震速報や弾道ミサイル情報など、国から発信された情報を自動的に受信することが可能である。そのため、市の緊急情報伝達システムに接続することにより、国から発信された情報を自動的に市民へ伝達することが可能となる。

(3)　ケーブルテレビの活用

市内には、コミュニティネットワーク佐渡（ＣＮＳ）と株式会社佐渡テレビジョンの２局のケーブルテレビ局がある。災害時においては、この放送設備を積極的に活用し、災害情報の伝達を図る。

(4)　市ホームページ・佐渡市メールの活用

災害時には、ホームページを活用し災害情報の周知を図る。また、市が提供している佐渡市メールを活用した災害情報の発信に努める。

(5)　エリアメールの活用

携帯電話会社（ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ（ａｕ）、ソフトバンク）が提供しているエリアメールサービスを活用し、災害情報の発信に努める。

６　通信施設の確保

情報収集及び伝達に係る通信施設の停電対策として、無停電電源装置、直流電源装置、非常用自家発電設備等の整備に努める。

第 11 節　　電気通信施設の災害予防計画

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の災害対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

実 施 担 当	総務課　防災管財課　　電気通信事業者
防災関係機関	県　　各防災関係機関

1　設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計及び設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1)　電気通信施設の耐震、耐風水及び耐火対策

ア　通信建物及び電気通信設備等の耐震、防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等については耐震、防風水及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて点検、修理、改修等の改善を実施する。

イ　防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

(2)　バックアップ対策

災害発生時における通信の疎通を維持、確保するため、通信網について、システムの信頼性向上を更に促進する。

ア　主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは２ルート構成による通信網の整備はおおむね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ　電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

(3)　災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア　孤立防止対策用衛星電話

イ　可搬型移動無線機

ウ　移動電源車及び可搬電源装置

エ　応急復旧光ケーブル

オ　ポータブル衛星車

カ　その他応急復旧用諸装置

2　体制面の整備

日常における防災体制の整備を図るとともに、災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

(1)　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた規模以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア　情報連絡室の設置

イ　支援本部の設置

ウ　災害対策本部の設置

(2)　復旧要員の確保及び応援協力体制

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ　ＮＴＴグループ会社等関連会社による応援

ウ　工事請負会社の応援

(3)　防災教育及び防災訓練の実施

ア　災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ　中央防災会議及び県・市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

ウ　防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

3　災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

(1)　復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモの当該支店が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア　各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ　電気通信設備の予備パッケージ等

(2)　復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し､必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3)　災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、市に依頼して迅速な確保を図る。

4　防災広報活動

災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1)　防災広報活動

ア　広報車での呼びかけ

イ　テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ　インターネットを通じての周知

(2)　広報項目

ア　被害状況

イ　復旧見込み

ウ　特設無料公衆電話設置場所の周知

エ　災害用伝言サービス提供に関する事項

５　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第 12 節　　電力供給施設の災害予防計画

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

実 施 担 当	防災管財課　　電力供給事業者
防災関係機関	県　　各防災関係機関

1　設備面の災害予防

(1)　電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備毎に計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防対策を講ずる。

(2)　電力の安定供給

本市内の電力系統は内燃力発電所を主力電源として発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用しており､本土側電力系統とは連系していない単独での系統を構成している。

そのため、電源設備や重要な供給設備は信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御するための通信系統も信頼性を十分確保する必要がある。

2　体制面の整備

(1)　電力の安定供給

佐渡営業所、両津火力発電所及び相川火力発電所において 24 時間監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2)　防災訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3)　電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

3　災害対策用資機材等の確保

(1)　災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

(2)　災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

４　広報活動

電力供給機関は、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平常時から防災体制等について広報するとともに、広報活動を速やかに行うため事前に広報例文等を整えておく。

５　応援協力体制の整備

各電力会社との災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

第 13 節　　危険物等施設の災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）について、地震、津波、風水害等の自然災害による火災、爆発、流出等の二次災害の発生を防止するため、事業者及び消防本部が実施すべき予防対策の方針を示す。

実 施 担 当	消防本部　　各危険物等取扱事業者
防災関係機関	県　　各防災関係機関

１　危険物等施設の安全対策

危険物等による災害は、被害が短時間で広範囲に及ぶおそれが予想されることから、初期の対応が重要である。このため、危険物等取扱事業者は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適切な保安措置を講ずるとともに、自衛消防組織の育成、危険物等施設相互間の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の実施によるヒューマンエラーの防止及び施設の適正な維持管理により災害の未然防止を図るものとする。

２　危険物等施設の災害予防対策

危険物等取扱事業者及び関係機関は、災害時に迅速・円滑な対応が図られるよう、以下により予防対策を講じるほか、第５部第７節「危険物等事故災害対策計画」及び防災基本計画の「危険物等災害対策編」に準じて体制の整備を図るものとする。

(1)　指導の強化

ア　関係行政機関は、危険物等施設の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため立ち入り検査を励行する等指導を強化する。

イ　関係行政機関は、危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いに係る技術上の基準の遵守、予防規定の作成等により危険物等施設の保安管理体制の確立を指導する。

(2)　保安教育・保安訓練の実施強化

ア　関係行政機関は、危険物等施設の管理責任者、危険物取扱者等に対し、(財) 新潟県危険物安全協会等関係団体の協力のもとに、危険物を取り扱うものに対し保安に関する講習会等を随時開催し、自主保安体制に関する指導、啓発に努める。

イ　危険物等施設に対し、具体的な災害想定を基に隣接事業所との連携も考慮した、より実践的な消火訓練、通報訓練等の実施について指導する。

(3)　自主保安体制の整備

関係行政機関は危険物等施設に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、自衛消防組織等の活動要領の制定、隣接事業所等との相互応援協定の締結等を指導するなどにより危険物等施設における自主保安体制の強化を促進する。

(4)　防災資機材の整備

ア　市は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化を推進するものとする。

イ　市は、危険物等施設に対し、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

(5)　関係機関との連絡体制の確保

危険物等施設は、防災無線等の通信手段の整備充実を図るとともに、消防等関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図るものとする。

(6)　近隣事業所等との連携

危険物等施設は防災要員及び防災資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう体制整備に努めるものとする。

(7)　初動体制の強化

危険物等施設は、初期消火訓練を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練の徹底を図るものとする。

第14節　　火災予防計画

乾燥下及び強風下における火災等の被害を最小限に食い止めるため、市及び消防本部は、火災予防体制等の充実、強化を図るものとする。

実 施 担 当	消防本部
防災関係機関	県　　各防災関係機関

1　出火防止対策

(1)　火気使用設備・器具等の安全化の推進及び内装材料等の不燃化の推進

市及び消防本部は、火気使用設備・器具等からの火災の発生を予防するため、次の事項について推進指導を行うものとする。

ア　火気使用設備・器具等周囲の保安距離の指導推進

イ　建築物の内装材料の不燃化及び防炎製品の使用の推進

ウ　住宅用消火器及び住宅用火災警報器等の設置の推進

(2)　予防査察及び防火診断の実施

消防本部は、火災の著しい拡大及び延焼媒体を考慮し、特に防火対策が必要な飲食店及び大型店等の防火対象物、工場及び作業所等で多量の火気を使用する防火対象物、避難困難者が多数存在する病院及び福祉施設等、構造上の特殊性により避難や消火活動に困難が予想される中高層建築物等に対し、重点的に予防査察を実施するとともにその他の事業所についても出火防止対策の徹底を図るため予防査察を実施する。

また、その他の事業所及び一般住宅については防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、出火防止対策の徹底を図るものとする。

(3)　防火管理者等に対する指導

消防本部は、事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導するものとする。

ア　防火管理者を置く事業所における消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知徹底

イ　一つの建物で管理権限者が複数となる場合の管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の明確化

ウ　救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備

エ　防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育

オ　消防計画に基づく実践的かつ定期的な消防訓練の実施

カ　火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の管理

キ　要配慮者や不特定多数の人を収容する病院、福祉施設、物品販売店舗等における消防用設備等の適正な設置、点検及び維持管理

(4)　市民に対する啓発、指導

市及び消防本部は、市民の防火に関する知識及び火災に対する備えなどの普及のため、次の項目について啓発、指導に努めるものとする。

ア　消火器、水バケツ等の消火器具の設置推進
イ　住宅用火災警報器の設置の推進
ウ　家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
エ　対震自動消火装置等安全装置付火気使用設備・器具の普及及び点検整備の指導
オ　火気使用場所の不燃化の推進
カ　カーテン、じゅうたん等防炎製品の普及
キ　灯油等危険物の安全管理の徹底
ク　乾燥及び強風時における防火管理の徹底

２　初期消火体制の強化

消防本部は初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織及び自衛消防隊）に対し次の対策を指導するものとする。

(1)　防火管理者を置く事業所に対しては、消防計画に基づく消防訓練の指導。その他の事業所に対しては消防訓練の指導

(2)　市民に対しては、消防訓練の指導、防火講習会等への参加促進、印刷物等の配布による防火意識の向上、強化

３　火災の拡大防止体制の強化

乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努めるものとする。

(1)　消防体制の強化

ア　災害発生時における迅速な初動体制

消防本部は、佐渡市消防本部警防規程に基づき、災害時における要員の迅速な確保を図るものとする。

イ　消防力の整備充実

市は、消防職員及び消防車両等の消防力の基準に対する充足率を満たすよう各種制度を活用し、その整備充実に努めるものとする。

(2)　重要防火対象物等の把握

市及び消防本部は、危険物等施設、消火優先地域、重要消火対象物について、優先的に火災防御活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図（重要防火対象物マップ）を整備し、迅速な火災防御活動に努めるものとする。

(3)　消防水利の確保

ア　市及び消防本部は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備えるものとする。

(ｱ)　河川、池、海水の利用
(ｲ)　農業用水、下水処理水、プール等の活用
(ｳ)　防火水槽、耐震性貯水槽及び防災用井戸の設置

イ　上記の消防水利の位置について明記した地図（水利マップ）を整備保管し、迅速な消防活動に努めるものとする。

(4)　消防団の体制強化

ア　消防団の活性化

市は、消防団の現状と課題を整理し、市の建設計画等との整合性を十分に図り、実効性のある計画づくりに努めるものとする。

イ　消防団の整備の充実

市は、消防団員の確保並びに消防車両等の資機材を各種制度を活用し、整備充実に努めるものとする。

(5)　航空消防体制の強化

県消防防災航空隊及び消防本部は、乾燥下及び強風下における林野火災等に備え、効果的な消防活動を実施するため、合同訓練等を定期的に行い、連携強化に努めることとする。

ヘリコプター保有機関と連絡先

機　関　名	連　　絡　　先
新潟県消防防災航空隊	電話　025-270-0263（航空隊） （夜間）025-285-5511（県庁警備員室）
新潟県警察航空隊	電話　025-285-0110（内 3811　航空隊） （夜間）　〃　（内 3811　航空隊）
第九管区海上保安本部	電話　025-285-0118（内 3260　救難課） （夜間）025-245-0165（運用司令センター）
航空自衛隊新潟救難隊	電話　025-273-9211（内 220　飛行班） （夜間）　〃　（内 213.225　救難隊当直） ※　要請手続は、第３部第１章第８節「自衛隊の災害派遣計画」による。

(6)　海上消防体制の強化

ア　佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）及び消防本部は、乾燥下及び強風下における港湾施設及び船舶等からの火災に備え、効果的な消防活動を実施するため、消防資機材等の充実強化に努める。

イ　消防能力を有する船舶の状況

船　種	隻数	所　　属　　等
巡視艇	１隻	佐渡海上保安署（両津港）

4　広域応援体制

市及び県は、単独では対処不可能な災害の発生に備え、広域応援協定等の締結に努めるものとする。

(1)　消防組織法第 39 条の規定に基づく消防本部の消防相互応援協定締結状況については、次のとおりである。

協定の名称	協定年月日	業務内容	協定先の名称
新潟県広域消防相互応援協定	平成 13 年 4 月 1 日	災　害	新潟県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	平成 7 年 4 月 1 日	災　害	新潟県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合

(2)　消防組織法第 44 条の規定に基づく受援体制は、新潟県緊急消防援助隊受援計画によるものとする。

第 15 節　　救急・救助体制の整備計画

災害が発生し、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により同時多発する現場での多数の被災者に対し、救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救急医療活動を行うため、救急・救助体制の整備を行うものとする。

また､現場における初期活動から救急搬送までを関係機関が有機的に連携して迅速に行うため、体制整備を図るものとする。

実 施 担 当	消防本部
防災関係機関	県　　管轄警察署　　医療機関　　医師会　　日本赤十字社新潟支部 佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）　　消防団

1　市の対策

(1)　救急救助体制の整備

ア　消防本部の体制整備

消防本部は、救急隊員、救助隊員の資質向上に努めるとともに、高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備及び救急救命士の育成を図るものとする。

イ　消防団の救急救助体制の整備

市は、消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行うものとする。

また、救急救助資機材を整備し、機動力の強化を図るものとする。

ウ　防災関係機関との通信連絡体制の整備

市は、防災関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制の整備に努めるものとする。

(2)　市民に対する防災意識の啓蒙

市及び消防本部は、広く市民に対して応急手当等の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識の高揚を図るものとする。また、災害に際し、避難支援を必要とする要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう努めるものとする。

(3)　救急救助活動における交通確保

建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察署及び関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(4)　民間等による救急救助支援体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努めるものとする。

(5)　医療機関との情報交換及び緊急患者受入れ確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図るものとする。

(6)　医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保するものとする。

(7)　医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図るものとする。

(8)　広域消防相互応援の要請及び受援

県内広域消防相互応援協定に基づき、応援部隊の受入れを円滑に行い的確な活動指揮が行えるよう体制の整備に努めるものとする。

(9)　緊急消防援助隊の要請及び受援

緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制の整備に努めるものとする。

2　県への要請

(1)　救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、警察本部、市、消防本部間の連絡体制の整備を要請する。

(2)　救急医療連絡体制の確立

広域災害・救急医療情報システム等の整備充実を図り、関係機関等の連絡体制の整備を要請する。

また､消防本部とＤＭＡＴが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を要請する。

(3)　救急救命士の救命技術の高度化

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、救急救命士の技術高度化を図るよう要請する。

(4)　医療資器材等の供給協定

市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、新潟県薬事協会、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定締結を要請する。

3　佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）への要請

(1)　海上における要救助者の効果的な救出を行うため、関係機関との連携による迅速な救急搬送体制の充実強化を要請する。

(2)　海上のみでなく、陸上における救急救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急救助体制の充実強化を要請する。

4　医師会の対策

市から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

５　日本赤十字社新潟県支部佐渡市地区の対策

市から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護にあたる。

第 16 節　　医療救護体制の整備計画

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

実 施 担 当	市民生活課
防災関係機関	県　保健所　医療機関　医師会　歯科医師会　薬剤師会 日本赤十字社新潟県支部　佐渡市社会福祉協議会

1　救護所の設置

市は、災害から地域住民の生命、健康を守るため、地域の実情にあわせた救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）をともなう医療救護活動）を行う場所）の設置を行う。

(1)　救護所設置予定施設の指定

市は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知するものとする。

(2)　救護所のスタッフの編成

市は、医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係る医療救護班（医師１名、看護師２名、薬剤師１名及び補助者１名）及び歯科医療救護班（歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名）の編成計画を定めるものとする。

(3)　救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。

2　医療資器材等の確保

市は、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を関係機関に要請し整備するよう努める。

また、市民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(1)　救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のため医療資器材等取扱業者と協議を行い計画を定めるものとする。

(2)　医療資器材等の供給支援

市は、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足が生じた場合は、県に対し、医療資器材等の支給の要請をする。

3　要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

第 17 節　　避難体制の整備計画

風水害による人的被害を最小限にとどめるため、適切な事前避難の実施や、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、体制整備に努める。

また、地震・津波による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的なものとなるおそれがあるため、あらかじめ市民等の避難に関する適切な計画を定めておく必要がある。

市は、この計画に基づき、あらかじめ避難施設（場所）を指定し、市民に周知しておくとともに、避難路となることが予想される経路の安全確保に努めるものとする。

実 施 担 当	防災管財課　　市民生活課　　社会福祉課　　高齢福祉課 各公共施設管理者　　その他不特定多数のものが利用する施設管理者
防災関係機関	自主防災組織

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害による人的被害を最小限に押さえるため、適切な事前避難及び収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備える。

なお、津波に備えた避難体制の詳細は、第 4 章　第 7 節「避難体制の整備」による。

ア　浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知

イ　警報、避難情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備

ウ　客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難情報の発出

エ　避難誘導体制の整備

オ　指定緊急避難場所及び指定避難所の機能・環境の整備

(2)　要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

ア　避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有

イ　早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達

ウ　防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備

エ　避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3)　積雪期の対応

冬期間の積雪･寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア　当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保

イ　指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底

ウ　雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への事前周知

(4)　広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア　市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
イ　旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要となる車両等の事前確保
ウ　迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2　市民の役割

(1)　市民等に求められる役割

ア　市民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

(ｱ)　ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておく。

(ｲ)　指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておく。

(ｳ)　災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておく。

(ｴ)　携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意する。

(ｵ)　避難情報（準備・勧告・指示）の意味を正しく理解しておく。

イ　多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ｱ)　学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じる。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意する。

c　災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認する。

d　近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議する。

e　保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知する。

(ｲ)　その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておく。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備する。

c　施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備する。

(2)　地域に求められる役割

ア　市民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、次の事項について平常時から努めるものとする。

(ｱ)　地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認する。

(ｲ)　避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築く。

(ｳ)　市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加する。

イ　企業等の役割

地域社会の一員として次により地域の避難対策への協力に努める。

(ｱ)　要配慮者等の避難を支援する。

(ｲ)　必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供する。

(ｳ)　大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制を整備するなど、帰宅困難者対策を行う。

3　市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、要配慮者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を行う。

(1)　地域の危険に関する情報の事前周知

ア　市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた災害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の災害実績を基に、浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。

(2)　避難情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備

ア　気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ　被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。

特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

ウ　小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ　在宅の要配慮者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ　避難情報伝達に、ケーブルテレビ等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。

カ　避難情報（準備・勧告・指示）の意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。

キ　避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3)　避難情報発出の客観的基準の設定

市長は、遅滞なく避難情報を発出できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に周知する。

ア　水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難情報発出基準を設定する。

イ　中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。

ウ　浸水想定区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

エ　土砂災害警戒情報等を活用し、土砂災害に対する避難情報発出基準を設定する。

(4)　避難誘導体制の整備

ア　避難の勧告・指示が発出された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を確立するよう努める。

イ　在宅の要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して「避難支援プラン」を策定する。

ウ　一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等からの避難者に応じた最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立するよう努める。

(5)　避難場所、避難所及び避難路

ア　避難場所、避難所の指定と周知

(ｱ)　市長は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

(ｲ)　避難所等を指定したときは、統一的な図記号等を利用したわかりやすい標識の設置、広報紙、ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練などにより市民にその位置等の周知徹底を図る。

イ　避難路

(ｱ)　避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、津波・浸水、土砂災害等による危険が及ばないようにする。

(ｲ)　道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓蒙及び指導を行う。

ウ　指定に当たっての注意点

(ｱ)　市は、指定緊急避難場所の指定に当たっては、風水害、地震等に伴う津波や高浪、火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(ｲ)　指定避難所の指定に当たっては、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

(ｳ) 要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう努める。

(ｴ) 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮する。

(ｵ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。

面積の目安は、避難場所は１人あたり 1.0 ㎡、避難所は 3.3 ㎡当たり２人とする。（消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画（震災対策編）検討委員会報告書」より）

(ｶ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(ｷ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。

(ｸ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

(ｹ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とする。

なお、浸水想定区域内にあるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図る。

(ｺ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。

また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

(ｻ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止、電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。

(ｼ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。

(ｽ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 即応体制の整備

(ｱ) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民等に鍵の管理を委託する。

(ｲ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

(ｳ) 避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。

(ｴ) 避難所予定施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(ｵ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。

(ｶ) 避難所の開設状況について、市民に速やかに伝達する。

オ　福祉避難所の指定

(ｱ)　市長は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。

(ｲ)　福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とするよう努める。

(ｳ)　市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6)　広域避難に係る体制の整備

ア　他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ｱ)　市は、避難の際に必要となる市民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(ｲ)　市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援･サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ　広域避難の受け入れに備えた体制整備

(ｱ)　市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(ｲ)　市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織及び防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7)　市民避難誘導訓練の実施

ア　地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難の勧告・指示が発出された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ　地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ　浸水、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。

(8)　避難誘導資機材等の整備

市は、災害時の適切な避難誘導のため、自主防災組織等へ次の避難誘導、救助対策のための資機材等の整備を推進するものとする。

ア　避難誘導に必要な資機材

イ　リヤカー、担架、救助工具などの救助資機材

第 18 節　　要配慮者の安全確保計画

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者は、近隣住民をはじめとした地域社会で要配慮者を支援する体制づくりが必要である。自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員及び消防団（以下「避難支援等関係者」という。）は、市、県及び要配慮者関連施設等と協力して災害時における要配慮者の安全の確保を図るものとする。

実 施 担 当	市民生活課　　社会福祉課　　高齢福祉課　　子ども若者課
防災関係機関	佐渡市社会福祉協議会　　社会福祉施設　　自主防災組織等 佐渡国際交流ネットワーク協議会

1　要配慮者に対する対策

(1)　地域コミュニティの形成等

ア　行政による支援

迅速な避難行動ができない要配慮者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が要配慮者の救済の基盤となるものである。このため、市及び県は、避難支援等関係者、要配慮者関連施設等、佐渡市社会福祉協議会、老人クラブ、民間ボランティア団体、近隣住民等による要配慮者に対する声かけ運動や安否確認などの市民相互支援活動への援助に努めるものとする。

イ　要配慮者の情報把握

(ｱ)　市は、避難行動要支援者の名簿等を整備するなどして、必要な情報の把握に努めるものとする。情報の把握に当たっては、避難支援等関係者等と十分連絡をとり、プライバシーに配慮して行う。

(ｲ)　市は、消防本部・警察と情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。また、必要に応じて要配慮者に保健師、ホームヘルパー等を派遣し日常的な安否確認に努め、避難支援等関係者等と協力して要配慮者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するものとする。

(2)　公共施設及び住宅の安全性向上

市及び県は、災害時における要配慮者の安全な行動等を確保するため、公共施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの備品等の確保、並びに住宅の安全性確保のための住宅改良、ヘルパーの派遣等に努めるものとする。

(3)　要配慮者支援体制の整備、促進

近年の特徴として、要配慮者の被災が多いことが課題となっていることから、市は、避難支援等関係者等との連携の下、要配慮者避難支援計画を整備し、要配慮者に関する情報の共有を図るものとする。

ア　情報伝達体制の整備

(ｱ)　市は、平時から要配慮者と接している避難支援等関係者、佐渡市社会福祉協議会、要配慮者関連施設等及び佐渡国際交流ネットワーク協議会等との連携を深め、発災時はこれらのネットワークを安否確認及び避難勧告等の災害情報伝達に活用するものとする。

(ｲ)　市及び県は、要配慮者の特性に応じて、緊急情報伝達システム、防災メール等の情報通信機器等の整備・活用に努め、外出中の要配慮者の避難を容易にするため、不特定多数の人が集まる場所に避難施設（場所）への誘導標識等の設置に努めるものとする。

(ｳ)　外国人は、言葉や生活習慣の違いから、災害への適切な対応ができないので、事前に外国人に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく必要がある。市及び佐渡市国際交流ネットワーク協議会等は、災害時の対応方法について、外国人に対する情報提供を推進する。

イ　要配慮者避難支援計画の整備・促進

要配慮者の支援対策として、要配慮者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した個別計画を作成するものとし、次の点に留意し整備・促進を図り避難支援等関係者と情報共有するものとする。

(ｱ)　避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、要配慮者に対し、制度周知等を行い名簿登録が必要な者の把握に努める。また、市が把握していない情報については、関係都道府県知事その他の者に対し、情報提供を求め情報の取得に努める。

(ｲ)　避難行動要支援者名簿の作成

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者及び要配慮者関連施設等と共同し、避難行動要支援者名簿登録を推進し、避難行動要支援者名簿を整備したのち、避難支援等関係者へ提供するものとする。

(ｳ)　避難行動要支援者名簿による情報共有及び連絡体制

a　避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平時からの提供は、避難行動要支援者の名簿に掲載された本人の同意により行うものとする。また、避難行動要支援者名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適切な情報管理が図られるよう、名簿の保管、使用方法及び守秘義務などについて十分説明することとする。

b　避難行動要支援者名簿の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律や佐渡市個人情報保護条例に留意し、避難支援等関係者と市実施担当課とが相互に情報共有を図り、連絡体制の確立に努める。

c　避難行動要支援者名簿は、最新の情報を保ち、年１回更新することとし、避難支援等関係者に提供するものとする。

d　避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりの推進に努める。

(ｴ)　安否確認及び避難誘導体制の整備

a　市は、避難支援等関係者、防災・福祉関係機関、警察署、消防本部及び消防団等の協力を得て、避難行動要支援者に対し、緊急かつ着実な避難指示等がされるよう防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、テレビ、ラジオ及び携帯電話メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速に避難情報等を伝達する。

b　避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿をもとに、平時から名簿の活用、避難行動要支援者の特性に合わせた適切な避難支援方法等を協議し、安否確認及び避難誘導体制などの避難支援等の整備を図る。

なお、市は重度の介護の必要な者の避難受入れ先は、できる限り避難行動要支援者の避難の受入れに関する協定書を締結している要配慮者関連施設等とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。

(4) 避難所の設置・運営に関する体制の整備

市は、避難支援等関係者の協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図るよう努める。

ア 避難所の管理責任者は、避難者台帳整備の基となる避難者名簿の作成に当たり、負傷や衰弱などで支援が必要な要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図るよう努める。

イ 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障害者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図るよう努める。

ウ 避難所において、車椅子、粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等の要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともにボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図るよう努める。

エ 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設及び公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図るよう努める。

(5) 保健・福祉対策

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等からの応援受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備するよう努める。

ア 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、保健師等は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ｱ) 巡回等による健康相談・栄養指導

(ｲ) こころのケア

(ｳ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

イ 福祉対策

(ｱ) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援プラン等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び介護保険事業者等の福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図るよう努める。

(ｲ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備するよう努める。

(ｳ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文

字放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図るよう努める。

(6) 防災教育・防災訓練

ア 防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、要配慮者向けパンフレット・リーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、市民に対しても、近隣の要配慮者の支援についてパンフレット、広報誌等により啓発普及に努めるものとする。また、要配慮者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織と合同の防災訓練や避難支援に関する説明会の実施などの体制整備の実施に努めるものとする。

イ 防災資機材等の整備

市及び県は、実情に応じて、自主防災組織を対象に要配慮者の家庭を対象とした移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備に努めるものとする。

2 要配慮者関連施設等における安全確保計画

(1) 防災組織体制

ア 自衛防災組織の設置

要配慮者関連施設等においては、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班及び応急物資班等を置き防災業務を分担するものとする。

イ 情報連絡・応援体制の確保

要配慮者関連施設等においては、消防本部等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて関係機関との連絡会議を設置し、施設の内部構造及び入所者の実態を認識してもらい応援協力体制の確保に努めるものとする。

ウ 夜間体制の充実

要配慮者関連施設等では、夜間における災害に対処するため、各施設の入所者の状況、建物の構造等総合的に勘案のうえ夜間職員の配置に努めるとともに、夜間における勤務形態については、施設の種別に応じて交代制・宿直制の確保に努めるものとする。

(2) 要配慮者関連施設等の安全性強化

建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保する。また、常日頃から備品等の落下転倒防止措置、危険物の安全点検等を行い、要配慮者関連施設等の安全性の維持・強化に努めるものとする。

(3) 食料品等の備蓄

要配慮者関連施設等においては、災害に備えて３日分、出来れば１週間分程度の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び必要により井戸､耐震性貯水槽や備蓄用倉庫の整備に努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練

要配慮者関連施設等においては、職員・入所者等に対し日頃から防災意識の育成を図るとともに、防災訓練を実施し、実施にあたっては、地域の自主防災組織や消防本部に参加を求

め、自力避難困難者の避難・救出訓練及び夜間における避難に重点を置いた訓練等の実施に努めるものとする。

(5)　地域住民等との協力体制の確保

要配慮者関連施設等においては、職員の緊急連絡体制を整備しマンパワーの確保に努めるものとするが、更に、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう普段から協力関係の形成に努めるものとする。

(6)　被災者の受入れ

要配慮者関連施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れに当たっては要配慮者等援護の必要の高い者を優先するものとする。このため、要配慮者関連施設等は施設間のネットワークの形成に努め、近隣の施設と相互協力関係を結び、施設長は日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努めるものとする。

３　外国人支援対策

(1)　現状・ニーズ把握、普及啓発等

市は、日頃から、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底に努めるものとする。

(2)　多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化等の整備に努めるものとする。

(3)　防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、防災体制の整備に努めるものとする。

(4)　情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(5)　災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

第 19 節　　食料品、生活必需品等の確保計画

災害時においては、自宅が倒壊しあるいは交通網のマヒ等により、市民が食料品や生活必需品等を調達できなくなることが予想される。そのため、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない市民や、一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。また、市は県と協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、計画的に食料、生活必需品等を備蓄し、万一に備えるものとする。

実 施 担 当	防災管財課
防災関係機関	県

１　市民の役割

(1)　各家庭において、平時から家族の３日分、出来れば１週間分程度の食料・飲料水の備蓄に努める。

(2)　高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は､平時から３日分､出来れば１週間分程度の分量を自ら確保するよう努める。

(3)　カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

(4)　石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

(5)　その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

２　物資等の備蓄

(1)　県・市の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。

(2)　災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。

(3)　備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるようにする。

３　物資等の緊急供給体制の確立

(1)　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

(2)　輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。

(3)　地域の住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

４　災害備蓄に関する住民への普及啓発

(1)　市は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。

(2)　防災訓練に際して、地域住民とともに避難所備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。

(3)　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

５　要配慮者に対する配慮

(1)　市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等摂食上配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。

　食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。

(2)　市は、高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及び数量について、事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。

６　夏季における対応

市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿となることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒等の発生を防止する等、万全な衛生対策を整備する。

第 20 節　　文教施設等における災害予防計画

災害が発生した場合に、学校を始めとする文教施設等は甚大な被害を受けることが予想されるが、園児、児童・生徒、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図るため、日頃から市及び教育委員会や学校等が実施しておくべき事項を定める。

また、地域における防災機能の強化を図るため、文教施設の管理者等は、本計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努めることを定める。

実 施 担 当	世界遺産推進課　社会福祉課　子ども若者課　学校教育課　社会教育課
防災関係機関	県

1　学校の予防対策

(1)　施設の耐震性の強化

学校の設置者は、校舎、体育館、プール等の学校施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴う停電・断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても最低限度の機能を確保できるよう配慮するものとする。

(2)　学校防災計画の作成

校長は、災害発生に備え、教育委員会の指導により、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成するものとする。

また、市は、各種学校については、学校防災計画を作成するよう指導・助言するものとする。

区　分	主　な　項　目
予防対策	④ 学校防災組織の編成　②施設・設備等の点検・整備　③防災用具等の整備 ④防災教育の実施　⑤教職員の緊急出勤体制　⑥家庭との連絡　など
応急対策	①災害発生が予想されるときの事前休校、授業短縮措置等 ②災害発生直後の児童･生徒の安全確保　③避難誘導 ④児童･生徒の安全確認　⑤気象情報の収集　⑥被害状況等の報告 ⑦下校措置　⑧避難所開設･運営の協力　⑨教育活動の再開 ⑩被災時の心のケア　など

(3)　防災委員会の設置

校長は、学校防災計画に定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置するものとする。

(4)　学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等に当たって次の点に留意するものとする。

ア　学校防災組織の編成

災害発生時に対応する教職員等の役割分担を明確に定めておく。特に、担当教職員等が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。

イ　施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童・生徒の避難経路上の施設・設備等については点検を行い、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、塀の倒壊防止等必要な措置を行うとともに、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておくこととする。また、積雪時は、除雪を十分に行い、避難路を確保しておく。

ウ　防災用具等の整備

(ｱ)　医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知しておく。

(ｲ)　生徒名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

エ　教職員等の緊急出勤体制

校長は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め教職員等に周知しておく。

オ　家庭との連絡

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡網」を作成し教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童・生徒の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

(5)　児童・生徒、教職員等に対する防災教育

ア　児童・生徒に対する防災教育

校長は、児童・生徒の発達段階に応じた内容・水準で防災教育を行うものとする。

(ｱ)　避難訓練を計画的､実践的に実施し､災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておく。

a　形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着、冷静かつ迅速な行動がとれるように実施する。

b　登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施する。

c　地域社会の一員として、児童・生徒を地域防災訓練へ積極的に参加させる。

(ｲ)　各教科や学級活動、体験学習等を通じて「災害の原因」「安全な行動の仕方」「日常の備え」「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」などについて計画的に指導する。

a　児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

b　児童・生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等を活用し指導する。

c　自然生活体験学習、福祉体験学習、ジオパーク学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

d　風水害等の場合は、河川の氾濫等によって家屋の浸水などが予想されるので、中学生､高校生に対して保健体育､学級活動等を活用して応急処置に関する知識や基礎的、基本的な技能を習得させる。

イ　教職員等に対する防災教育

(ｱ)　教育委員会は、初任者研修、経験者研修、職員研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行うものとする。

(ｲ)　校長は、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置等に関する校内研修を行うものとする。

2　学校以外の文教施設及び文化財における災害予防対策

図書館・博物館・体育施設等、学校以外の文教施設は、学校と違い不特定多数の者が利用する施設であるので、組織的な統制、避難・誘導は困難である。また、貴重な文化財・美術品・蔵書等を収蔵している施設においては、これら収蔵物を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

施設の管理者はこれらの事情を考慮して防災計画を作成し、防災設備の整備・充実に努めるとともに、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知しておくものとする。

(1)　施設・設備等の安全対策は基本的に学校に準じるが、避難経路の表示を増やす等、不特定多数の利用者の迅速・安全な避難を考慮したものとする。また、収蔵物を火災、浸水、転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉の設置、展示方法の工夫、非常時の措置等の対策を講じるよう努めるものとする。

(2)　災害発生時に、施設内の利用者等に外の状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、その運用方法と避難誘導の手段・方法を定めておく。

(3)　災害発生時に対応する自主防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

3　地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備

学校等公立文教施設の設置者は、市及び県の地域防災計画の定めるところに従い、防災機能強化のため必要な施設・設備の整備に努めるものとする。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整えるものとする。

(1)　施設・設備の整備

ア　施設整備

(ｱ)　耐震化の整備

(ｲ)　避難場所としての設備確保

a　和室の整備

b　シャワー施設の整備

c　冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ｳ)　飲料水、生活用水等の確保

a　飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b　生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ　設備整備

(ｱ)　断水時にも使用可能なトイレの整備

(ｲ)　救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

(2)　情報連絡体制

ア　携帯電話、防災無線等の導入

イ　パソコン通信体制等の整備

4　幼稚園・保育園における予防対策

(1)　防災計画の作成

幼稚園長、保育園長は、災害発生に備え、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ防災計画を作成するものとする。

また、市は、市立幼稚園及び保育園については、防災計画を作成するよう指導・助言するものとする。

区　分	主　な　項　目
予防対策	④ 防災組織の編成　②施設・設備等の点検・整備　③防災用具等の整備 ④防災教育の実施　⑤教職員の緊急出勤体制　⑥家庭との連絡　など
応急対策	①災害発生が予想されるときの事前休園、短縮措置等 ②災害発生直後の園児の安全確保　③避難誘導　④園児の安全確認 ⑤気象情報の収集　⑥被害状況等の報告　⑦降園措置　⑧保育活動の再開 ⑨被災時の心のケア　など

(2)　保護者との連絡方法

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡網」を作成し幼稚園、保育園及び保護者が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、園児の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

(3)　防災教育

避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。

第21節　　ボランティア受入れ体制の整備計画

過去の災害におけるボランティア活動についての様々な教訓等を踏まえ、かつ、行政としてボランティアの自主性を阻害しないよう留意しつつ、災害発生時のボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関の支援・協力体制の確立について定める。

実 施 担 当	社会福祉課
防災関係機関	佐渡市社会福祉協議会　　日本赤十字社新潟県支部

1　地域ボランティア組織づくり

災害が発生した場合、普段からの市民の主体的な意思に基づく共助社会ができているか否かが被害状況及び復旧において大きな差となって現れるので、日常的な地域ボランティア組織づくりの取組が重要である。

(1)　町内会単位での取組み

地域活動における最小単位である町内会による日常的な相互扶助活動は、地域ボランティア組織づくりの基本となるものであり、日頃から一層その自発的な取組みが必要となる。佐渡市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、この取組みに対し支援・指導するものとする。

(2)　小地域単位での取組み

数町内会や小学校区程度を単位とした小地域での相互扶助活動は地域ボランティア組織づくりの中心として極めて重要である。社協は、民生委員・児童委員等と協力して、日頃からネットワーク的な相互扶助活動を盛んにすることにより、地域コミュニティの醸成に努めるものとし、市は、この取組みに対し、支援・指導するものとする。

2　ボランティア活動推進のための事前体制整備

過去の教訓から、災害時には市内外のボランティア活動志望者が多いことが予想されるが、これを行政が調整することは、ボランティアの本質上適切でなく、効果的でない。

しかし、災害が生じてからの対応では、連絡・調整作業が困難を極める可能性が高いため、あらかじめボランティアの登録や災害時における関係団体等との相互協力・連絡体制などを整えておく必要がある。

ボランティア活動がスムーズに行われるために、事前の登録、研修等の実施や、災害時に、ボランティア活動の第一線の拠点として、被災者のニーズ把握や具体的活動内容の指示等を行うボランティア現地本部が迅速に組織できる体制について、市は、社協等関係機関と連携を図りながら、整備するものとする。

ボランティア活動を円滑に行うため、民間団体のボランティアコーディネーターの養成やボランティアの事前登録、研修等についての整備を支援する。

(1)　ボランティアの研修

社協等は、ボランティア団体の自立的活動が定着・拡大するのに必要な人的資源の養成を支援するとともに、活動上必要な知識や技術を提供する。

(2)　ボランティアの事前登録

社協等は、個人・団体を問わず災害時におけるボランティア活動者の登録を事前に進めるよう努める。

(3)　ボランティアリーダーの養成

社協等は、外部から参加するボランティアに地域状況や被災状況を的確に伝え、日常で培った関わりを活かすことができるよう、積極的に活動しているボランティアの方や地域で福祉活動を担っている方を対象にボランティアリーダーを養成するよう努める。

(4)　ボランティアコーディネーターの養成

社協等は、災害時の被災地の状況に効果的に即応し、必要な活動体制を組み立てられるコーディネーターを養成するよう努める。

(5)　関係機関等のネットワークの推進

社協等は、平常時から登録ボランティア団体または活動団体が、地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

(6)　資機材の整備

社協等は、災害に対応するボランティアセンターの活動に必要な資機材の整備を市と協議しながら計画的に進める。

3　災害発生時のボランティア活動支援体制整備

災害が発生し、避難所や在宅等の被災者への支援、災害諸対策への協力などのボランティア活動の可能性が考えられるときは、ボランティア活動の円滑な実施を支援するため、ボランティア活動の第一線の拠点として、市災害対策本部と社協とが協議し災害ボランティアセンターを設置する。

(1)　災害ボランティアセンターの設置場所

災害ボランティアセンターは、社協に設置する。また、被災地域等に考慮して、必要に応じて各地区にセンターを設置する。

(2)　災害ボランティアセンターの設置

社協は災害ボランティアセンターの設置について、市及び関係団体と次の事項について協議を行う。

ア　災害ボランティアセンターの設置場所、設置時期及び期間

イ　災害ボランティアセンターの組織及び人数

ウ　災害ボランティアセンター参加団体の役割分担

エ　その他災害ボランティアセンターの設置、運営に必要な事項

(3)　災害ボランティアセンターに関する情報提供

ア　災害ボランティアセンターの運営の開始にあたっては、災害対策本部に連絡するとともに、マスコミ等を有効に活用して周知する。

イ　災害ボランティアセンターのホームページを開設し、周知する。

(4)　災害ボランティアセンターの支援

市は、災害ボランティアセンターの設置、運営に関して次の支援を行う。

ア　災害ボランティアセンターの設置場所

イ　災害ボランティアセンターへの職員の派遣
ウ　市ホームページ等を通じた情報発信
エ　その他災害ボランティアセンターの設置に必要な支援

(5)　災害ボランティアセンターの活動

ア　ボランティアの要請、受入れ、登録
イ　被災者のニーズの把握と分析
ウ　具体的救援活動の調整、指示
エ　救援活動に要する物資の確保と配布

(6)　災害ボランティアセンターの体制

県災害ボランティア支援センターと密接な連携を図りながら、社協職員を中心に、災害救援活動経験者や、多数の一般ボランティアの協力によって運営する。

4　関係団体間の連携

災害時には、県内外から複数のボランティア活動をする民間団体が現地入りすることが予想されるので、県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターは効果的な活動のためにボランティア団体と横の連携を取り合い、ボランティア活動の調整を行う。

《災害発生時のボランティア情報収集・提供のフロー図》

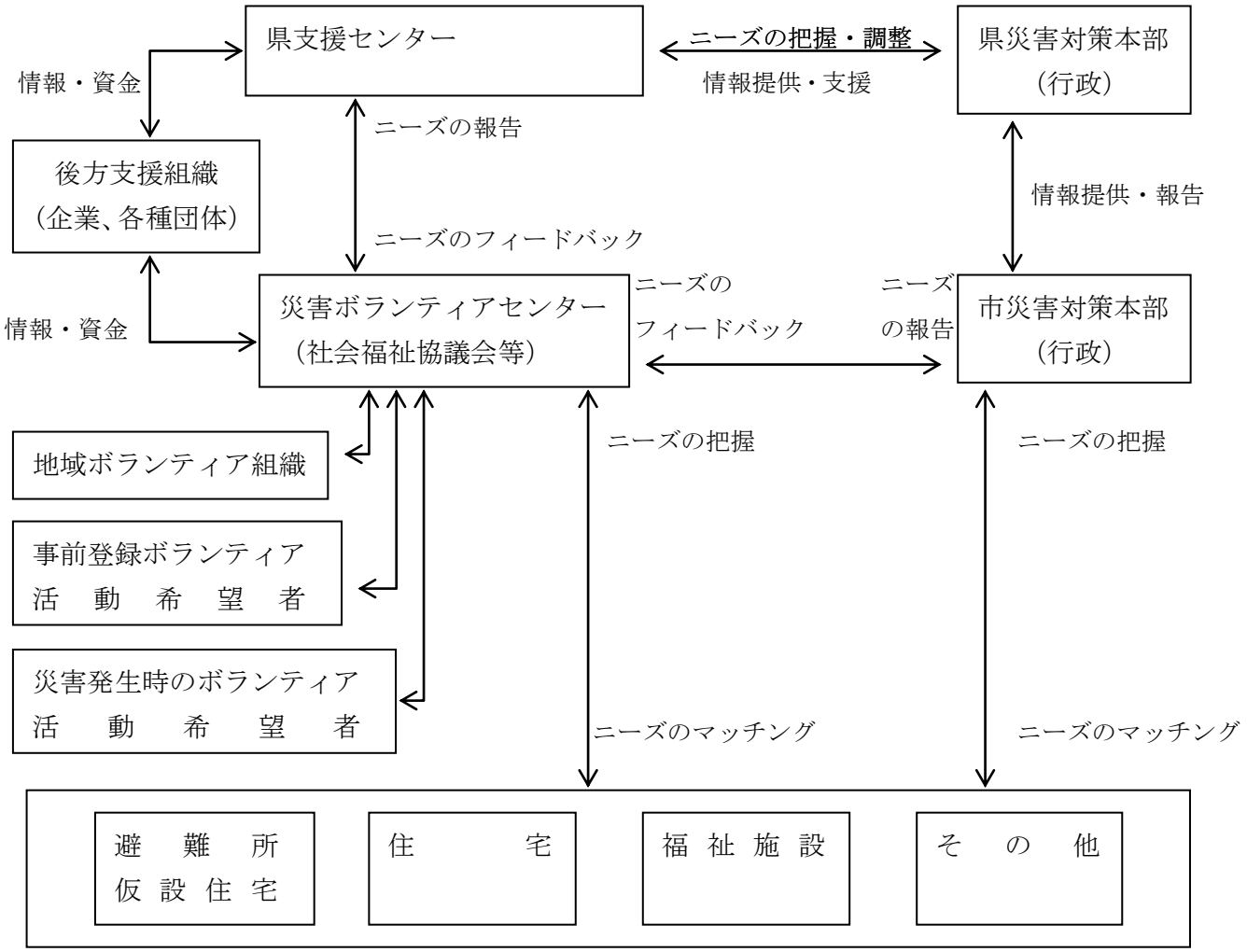

第 2 部　　災害予防

第２章　　風水害予防計画

第１節　　気象等防災観測体制の整備

風水害を防止するためには、局地的気象状況等の把握が極めて重要である。新潟地方気象台、市、県及びその他の防災関係機関は、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに、相互の通報連絡体制等の整備に努めるものとする。

実 施 担 当	防災管財課
防災関係機関	新潟地方気象台　　県　　各防災関係機関

１　新潟地方気象台の観測体制

新潟地方気象台は、予報の精度を高め、局地的予報を的確に行い、適切な注意報・警報を時期を失せず発表できるよう、自然現象の観測及び予報に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

(1)　地上気象観測（気象官署、特別地域気象観測所）

全国の気象官署で行う最も基本的な観測として、気圧、気温、風等の測器観測と、雲、視程等の目視観測を実施している。

気象台では、目視により観測する要素を除いて、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。

特別地域気象観測所では、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。

(2)　地域気象観測システム（アメダス）体制

全国約 1,300 か所に展開している地域気象観測所の観測データ（気象官署の一部のデータを含む）を各地方気象台に配信している。

ア　システム概要

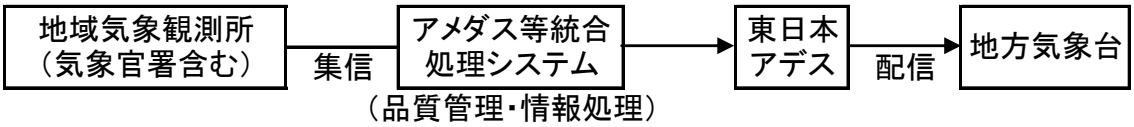

イ　観測所の種別

観測所の種類	観測装置	観測通報データ	集信時刻
地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、日照	1 分間隔
地域気象観測	有線ロボット気象計		10 分間隔
	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）	
地域雨量観測	有線ロボット雨量計	降水量	

ウ　観測所の設置詳細（新潟県内）

観測所の種類	観測装置	台数	佐渡市	佐渡市観測所名	備考
地域気象観測	地上気象観測装置	5	2	相川・秋津	積雪観測（相川）
	有線ロボット気象計	24	3	両津・弾崎・羽茂	
地域雨量観測	有線ロボット雨量計	16	0		
合　　計		44	5		

(3)　気象レーダー観測体制

気象庁は、全国20か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の３次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

(4)　高層気象観測体制

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国16ヶ所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国33箇所に設置され地上約10kmまでの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(5)　観測結果の活用

気象庁では、気象レーダーの観測データ（１km格子、５分毎）を地域気象観測システムの観測データ及び防災機関の観測データと合成して解析した解析雨量（１km格子の１時間雨量を30分毎）を作成している。これはレーダー観測データをアメダス等で観測された雨量によって補正するもので、空間的な降水強度分布を捕捉・監視するために有効である。

また、レーダー観測データと降水域の移動状況から作成した降水ナウキャスト（１時間先、１km格子、５分毎）やさらに解析雨量を基に、降水短時間予報（６時間先、１km格子、30分毎）を作成し、監視に役立てると共に気象警報などの防災気象情報に応用している。

２　市の気象観測体制

市においては、市役所本庁、支所、行政サービスセンター及び各消防署において、気温、湿度、風向・風速、雨量、降雪量、積雪深等を観測している。積雪期間中は、県の指定した観測地点の降雪量及び積雪深を毎朝県危機対策課に報告しており、更に県から新潟地方気象台にデータが提供されている。

３　県の観測体制

(1)　公共土木施設関係

県土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測デー

タは、無線や電話回線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。

また、それらのデータは県情報ハイウェイや防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

(2) 農業水利施設関係

県農地部では、大規模な農業水利施設（排水機場、農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

(3) 発電施設関係

県企業局では、発電用ダム及び発電所に気象観測所を設置し、降雨量、ダム水位等を観測している。観測データは、発電の管理事務所に送信又は報告されるが、当市においては該当施設はない。

4 今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般市民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努めるものとする。

第２節　　積雪に対する災害予防計画

積雪による災害予防は、全市的な交通の確保を図ることにより、その効果を期し、産業・経済の振興と民生安定に寄与すべきものとするが、当面は主として、経済効果の大きい主要道路の交通及び輸送の確保と公共施設の除雪対策を図り、併せて予期しない降雪に伴う被害を軽減するため、除雪不備等のないよう災害予防活動の円滑な推進を図るものとする。

また、市内の主要道路の除雪については、国、県及び関係機関と連携を図りながら積雪及び道路状況を的確に把握し、車両の安全走行や歩行者の安全対策など、交通の確保と市民生活の安全を図るものとする。

実 施 担 当	建設課　　社会福祉課　　高齢福祉課
防災関係機関	県　　各防災関係機関

１　道路交通の確保

(1)　平常時における除雪

ア　除雪体制の強化

市内の冬期道路交通を確保するためには、全線無雪化を理想とするが、当面国・県道との連絡路線、集落間の連絡路線及び地域内の主要幹線について無雪化できるよう除雪機械及び要員の整備充実を図る。

イ　除雪計画の樹立

市内の冬期道路交通を確保するため、国・県道の除雪計画と密接な連携を保ちながら、毎年、国・県の除雪計画策定後、警察、市内交通機関、その他関連機関と協議して具体的な除雪計画を樹立する。

除雪は、当該当路線の交通量その他交通確保の必要性に応じて、次の区分により行う。

第　一　種	２車線（６ｍ以上）交通の確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。
第　二　種	２車線（５．５ｍ～６ｍ）交通の確保を原則とするが、状況によっては１車線幅員で退避所を設ける。
第　三　種	１車線幅員（３．５ｍ～４ｍ）で退避所を設けることを原則とするが、状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。

(2)　市道の除雪

ア　除雪

市は、主要道路（バス運行路線）について、極力２車線以上の確保を図り、その他については１車線以上確保する。機械力の除雪が困難な場合については、町内会、集落等、地域住民に協力を求めるなど、主要路線までの除雪を図る。なお、除雪後の雪捨て場についても、事前に場所の指定をし、市民に協力を呼びかける。

イ　駐車車両対策

市は、冬期間の道路交通の安全と円滑な除雪作業を確保するため、障害となる車両の駐車、除雪路線での車両放置等のないよう市民に周知する。

ウ　雪下ろしによる交通障害の排除

市は、家屋密集地域及び主要道路の沿線に居住する市民に対し、地区別除雪、一斉除雪等の協力を求め、交通障害等の排除を図る。

(3)　緊急時における除雪

異常降雪により平常時確保路線が一度途絶した状態から、再度これを平常時の状態に復するため、緊急時において交通を確保すべき路線を２車線路線、１車線路線に分け、除雪を実施する。

２　雪崩の事故の防止

雪崩による被害を防止するため関係機関は雪崩の発生が予想される危険箇所について雪崩防止施設の整備に努めるとともに、注意標識を設置するほか関係者に周知させる等、危険防止を図るものとする。

また、雪崩の発生により道路交通に支障を来したときは、当該道路管理者において応急措置を講ずるものとする。除雪計画路線については当該除雪担当機関が速やかに道路交通を確保するものとする。

３　豪雪時の予防計画

(1)　生鮮食料品等の確保

豪雪の発生が予想される場合、交通途絶を考慮し、関係業者や各家庭に事前に次の生鮮食料品等、在庫の確保を呼びかけるものとする。

ア　米穀

イ　食塩

ウ　青果物

エ　畜産・水産物

オ　その他食料品（農林水産加工品、乳児用粉乳、練乳等）

(2)　医療体制等の確保

ア　急患発生対策

市は豪雪により医療施設までの患者搬送が困難な地域における急患発生に備え、次の措置をとるものとする。

(ｱ)　救急搬送体制の確立

(ｲ)　航空機の派遣要請

(ｳ)　医療班の派遣

イ　医薬品等の確保対策

市は、豪雪により医薬品の調達が出来ない事態に備え、次の措置をとるものとする。

(ｱ)　販売業者に対する所要量の備蓄依頼

(ｲ)　特殊医薬品（治療用血清等）及び保存血液等の調達確保

(ｳ)　豪雪地区における医薬品の確保

(3)　環境対策

市は、降雪期における生活環境の維持を図るため、次の措置を講ずるものとする。

ア　一般廃棄物処理対策

イ　水道の維持管理対策

ウ　消防活動の強化対策

(4)　教育条件の整備

市は、児童生徒の安全を確保し、正常な学校運営を期するため、次の措置を講ずるものとする。

ア　通学道路の確保

イ　危険箇所への標識設置

ウ　施設内における非常口、避難場所の設置

エ　学校建物の雪害防止

オ　学校給食用物資等の確保

カ　雪害に対する予備知識の普及

(5)　公共建築物の除雪対策

公共建築物の除雪については、それぞれの建築物管理者において、除雪計画を立てて措置すべきものとするが、異常降雪等を考慮し、市はこれらの総合的調整を図り、必要に応じて除雪要員等を確保できるよう対策を講ずるものとする。

(6)　要配慮者世帯の対策

市は、民生委員・児童委員や社会福祉団体との連携のもとで、老人世帯等要配慮者世帯への訪問点検を行うものとする。また、自力で除雪が困難な要配慮者世帯に対し、円滑な除雪が図られるよう施策を講ずるとともに地域社会の連帯に基づく相互扶助等による組織的な取り組みがなされるよう努めるものとする。

(7)　電力・通信の確保

東北電力㈱佐渡営業所、ＮＴＴ東日本㈱新潟支店で定める計画に基づき所要の措置を講ずるものとする。

第３節　　異常降雨に対する災害予防計画

水害の予防は、治山治水事業の確保、多目的ダムによる総合開発、河川管理の強化及び水防体制の充実強化等によって、究極的にその効果を期するべきものとするが、異常降雨に際しては、当面の水害予防として、次の措置を講ずるほか所要の警戒措置をとるものとする。

実 施 担 当	防災管財課　　建設課　　農林水産課　　消防本部
防災関係機関	新潟地方気象台　　県　　各防災関係機関

１　危険区域の監視

水防管理者は、異常降雨により河川の水位が上昇しているとき又は水防警報が発令されたときは、それぞれの危険区域について堤防巡視を行い、消防団員を配置するものとする。この場合、主に危険区域の監視は地元消防団員があたるものとする。

２　農業用排水路工作物の点検

農業用排水路機、その他工作物の管理者は、それぞれ異常降雨における災害防止のための点検を行い所要の予防措置を講ずるものとする。

３　水防資機材の配備

異常降雨により河川の水位が上昇しているときは、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に水防資機材を配備するものとする。また、使用後は直ちに不足分を補充するものとする。

４　水防作業人員の確保

水防管理者は、異常降雨により河川の水位が上昇しているとき又は水防警報が発令されたときは、水防作業上必要な人員確保のため所要消防団員等に対し、その在否を確かめ待機を命ずる等所要の措置を講ずるものとする。

５　がけ崩れ等危険区域の警戒

市長は、降雨が連続し、かつ日降雨量が異常に大きくなることが予想されるときは、山崩れ、土石流、がけ崩れ、地すべり等の発生に備えて、あらかじめ指定した危険区域の巡視警戒を行うものとし、警戒要員には担当消防団員及びその他必要な警戒要員を配置するものとする。

市は、危険区域の巡視を開始し警戒にあたるべき時機を失しないよう、所要地域に雨量計の設置等を行うほか、関係機関との連絡体制を密にして降雨量の把握に努めるものとし、雨量計設置機関は必要により逐次情報を提供するものとする。

６　避難準備措置の確立

(1)　市長は、次の状況を総合的に判断し、越水・溢水あるいは破堤により又は山くずれ、地すべり等によって直接被害を受ける恐れがある集落等に対し、避難準備措置を講ずるものとする。

ア　異常降雨による河川の水位の上昇

イ　指定河川の水防に関する警報の発令

ウ　降雨量が異常に増大しつつあるとき。

エ　土砂災害警戒情報が発表されたとき。

オ　巡視警戒において危険な状況が発見されたとき又は予測されるとき。

カ　その他、市長が必要と認めるとき。

(2)　市長は、避難準備措置にあたり、あらかじめ当該地区ごとに避難場所を定めておくものとする。避難、指示、誘導等については、避難計画によるものとする。

第４節　　土砂災害予防計画

地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の土砂災害を防止するため、これら危険箇所の状況を把握し、区域の指定、管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良危険箇所周辺住宅の移転等の総合的対策を講ずることによってその効果を期すべきものとし、危険箇所に対する災害予防措置は次のとおりとする。

実 施 担 当	建設課　　農林水産課　　各施設管理者
防災関係機関	県

１　計画の体系

- 土砂災害危険箇所等の把握と災害防止事業の推進
  - 山地に起因する土砂災害防止対策の実施
  - 砂防事業の実施
  - 地すべり対策事業の実施
  - 急傾斜地崩壊対策事業の実施
- 市民等の安全確保対策
  - 市における土砂災害危険箇所等の把握
  - 市民への土砂災害危険箇所等の事前周知
  - 緊急時警戒避難体制の整備
  - 住宅の移転促進
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
  - 基礎調査の実施
  - 土砂災害警戒区域における対策
  - 土砂災害特別警戒区域における対策
- 専門技術ボランティアの活用
  - 治山防災ヘルパーとの連携
  - 砂防ボランティアとの連携
  - 防災エキスパートとの連携

２　災害予防

(1)　警戒体制の確立

降雨が連続し、かつ日降雨量が異常に多くなることが予想される時及び地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の兆候が見受けられる時には、災害の発生に備えて危険箇所の巡視警戒を行うものとし、当該危険箇所ごとに消防団員その他警戒要員を配置するものとする。

警戒要員は各危険箇所の担当消防団員とし、警戒要員のみならず、災害の発生又は発生の恐れのあることを発見した者は、直ちに市長に連絡するものとする。

地域住民は次の事項が発生もしくは発生の予想される場合は警戒を行い注意すること。

ア　立木のさける音が聞こえる場合、巨礫の流れが聞こえる場合

イ　降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合

ウ　渓流の水位が降雨の減少にもかかわらず低下しない場合

エ　渓流の流水が急激に濁りだした場合、流木が混ざり始めた場合

オ　渓流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合、その兆候が出始めた場合

(2)　避難体制の確立

市長は、巡視警戒において危険な状況が発見された時又は予測される時、異常に降雨量が増大しつつある時、土砂災害警戒情報が発表された時、その状況に応じて総合的に判断し、地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等によって直接被害を受ける恐れのある住家等に対し避難勧告・指示を行うものとする。

(3)　危険箇所の周知

土砂災害から人命及び財産を未然に保護することを期して、市は危険箇所を把握し地域防災計画に明記するとともに、危険箇所に関する情報を関係住民に提供する。

また、指定区域以外の危険箇所についても、現地に表示板を設置するよう努めるものとする。

(4)　住宅移転の促進

危険区域内に居住する者に対しては必要な援助を行って、その移転を促進するものとし、市は地すべり危険区域内に居住する者が当該地域外に住居の建築移転等を行う場合に所要の便宜を図るものとする。

(5)　地すべり防止区域巡視員の設置

県から地すべり防止区域の巡視業務を委託された市は、業務を実施するための地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。

3　土砂災害危険箇所等の把握と災害防止事業の推進

国及び県は、関係法令に基づき、定期的に土砂災害危険箇所の調査を行い、危険性、緊急性に応じて災害防止事業を計画的に実施するとともに土砂災害危険箇所等の情報を市に提供する。

(1)　山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア　保安林の指定及び整備

県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ　市内の保安林の種類及び面積　　（平成 28 年３月現在　単位：ha）

保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積
水源かん養保安林	10,918	土砂流出防備保安林	6,531
土砂崩壊防備保安林	121	防風保安林	32
潮害防備保安林	0	干害防備保安林	63
落石防止保安林	18	保健保安林	1
風致保安林	14	計	17,698

※　兼種保安林は事務処理規程の上位の保安林林種として計上

ウ　治山施設の整備

県は、災害発生の危険性の高い地区については、市からの情報提供により、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。

国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。

また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

市は、県営治山事業の採択要件に満たないものについて行う。（小規模補助治山事業）

エ　林道施設の整備

国及び県は、災害時に孤立の恐れのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備する。

また、避難広場等の防災安全施設の設置について検討する。

(2)　砂防事業の実施

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。

県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。

(3)　地すべり防止施設の整備

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域または地すべりするおそれの極めて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。

また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じて修繕等を行う。

(4)　急傾斜地崩壊防止施設の整備

県は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

(5)　土砂災害危険箇所等の調査及び市民への周知

県は、地すべり等による土砂災害危険箇所等を定期的に調査し、市と連携し土砂災害危険箇所、砂防指定地、地すべり防止区域等を示す看板等の設置を進めることにより、市民へ周知する。

(6)　土砂災害関連情報システムの整備（土砂災害警戒情報）

県は、土砂災害に関する情報を収集、伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生予測手法精度向上を行う。

また、これらの情報を市に常時提供できるよう体制整備を進める。

(7)　情報伝達体制の整備

県は、市と連携し、市民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(8)　住宅の移転促進

県は、各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転促進を図る。

(9)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進（土砂災害防止法）

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア　基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。

イ　土砂災害警戒区域における対策（土砂災害防止法）

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ　土砂災害特別警戒区域における対策（土砂災害防止法）

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

(ｱ)　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための特定開発行為に関する許可制

(ｲ)　建築基準法に基づく建築物の構造規制

(ｳ)　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(ｴ)　勧告等による移転者への融資、資金の確保

(10)　地すべり防止区域の巡視業務委託

地すべり等防止法第７条の規定に基づき、地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、県は地すべり防止区域の巡視業務を市に委託する。

(11)　専門技術ボランティア等の活用

ア　治山防災ヘルパーの活用

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ　砂防・治山ボランティアとの協働

新潟県では、砂防・治山業務に携わった経験のある県職員ＯＢを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人　新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の市民への普及・啓発等の活動を行っている。

県は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、上記団体との円滑な情報交換を行う。

4　市民等の安全確保対策

(1)　市は、県から土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所に関する情報の提供を受け、これを市地域防災計画に掲載する。

また、管内の土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険区域（土砂災害危険箇所等において被害を受けるおそれのある区域）について、災害種別、所管官庁の違いに関わらず一覧できる地図（土砂災害ハザードマップ）を作成し、これを一般に公開するものとする。

県は、市のマップ作成に協力するものとする。

(2)　市民への土砂災害危険箇所等の事前周知

市は、土砂災害危険区域内の市民等に対し、ハザードマップの配布やダイレクトメールの送付等により、当該区域の土砂災害による被災に危険を周知し、土砂災害の発生し易い気象条件や災害の予兆現象、避難方法や避難先等について具体的に説明するものとする。

(3)　緊急時警戒避難体制の整備

ア　市は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難態勢に関する事項を定め、円滑な警戒避難の実施に必要な情報を市民に周知するよう努める。

イ　市は、土砂災害危険区域内の市民の安全確保のため、異変が発生した際の市民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

ウ　市は、管内の土砂災害危険区域内に要配慮者関連施設が所在する場合は、入所者等の安全確保のため、第 2 部第 1 章第 18 節に基づき事前に必要な措置を講じておくものとする。

(4)　避難準備・高齢者等避難開始、勧告及び指示(緊急)の発令

市は土砂災害警戒情報が発表されたときは、第 3 部第 1 章第 7 節に基づき必要に応じ避難情報を発令する。

5　市内の土砂災害危険箇所等の状況

(1)　地すべり　　（平成２９年３月末現在）

所　　管	箇所数	左記のうち法指定箇所数	施設の整備状況(概成)
国土交通省	５３	４４	２４
林　野　庁	４８	３８	１８
農村振興局	６６	３６	３０

※１　国土交通省所管分については「平成 10 年度地すべり危険箇所調査表」（県砂防課）による。

２　林野庁所管分については「山地災害危険地区集計表」(県治山課・平成 28 年度末現在)による。

３　林野庁所管分については「地すべり等防止法」第３条の規定により指定された箇所である。

４　農林水産省農村振興局所管分については「地すべり防止区域指定地区及び事業一覧表(農林水産省農村振興局)平成 28 年度(新潟県農地部農地建設課)」による。

(2)　がけ崩れ　　（平成２９年３月末現在）

所　管	種　　別	箇所数	左記のうち法指定箇所数
国土交通省（砂防）	急傾斜地崩壊危険箇所　Ⅰ	２５０	４６７
	急傾斜地崩壊危険箇所　Ⅱ	２２４	
	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面　Ⅲ	３７	
林野庁（治山）	山腹崩壊危険地区	２３６	８５

※１　国土交通省所管分については平成11～14年度に実施した急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査結果による。（県砂防課）

２　「急傾斜地崩壊危険箇所　Ⅰ」とは被害想定区域内に人家が５戸以上又は５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある箇所

３　「急傾斜地崩壊危険箇所　Ⅱ」とは被害想定区域内に人家が１～４戸ある箇所

４　「急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面　Ⅲ」とは被害想定区域内に人家はないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

５　林野庁所管分については「山地災害危険地区集計表」（県治山課・平成28年度末）による。

(3)　土石流　　（平成２９年３月末現在）

所　管	種　　別	箇所数	左記のうち法指定箇所数
国土交通省	土石流危険渓流　Ⅰ	１９３	２８９
	土石流危険渓流　Ⅱ	７４	
	土石流危険渓流に準ずる渓流　Ⅲ	５	
林　野　庁	崩壊土砂流出危険地区	３８７	２０７

※１　平成11～14年度に実施した土石流危険渓流に関する調査結果による。（県砂防課）

２　「土石流危険渓流　Ⅰ」とは被害想定区域内に人家が５戸以上又は５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある箇所

３　「土石流危険渓流　Ⅱ」とは被害想定区域内に人家が１～４戸ある箇所

４　「土石流危険渓流に準ずる渓流　Ⅲ」とは被害想定区域内に人家はないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

５　林野庁所管分については「山地災害危険地区集計表」（県治山課・平成28年度末）による。

(4)　土砂災害警戒区域　　（平成２９年５月３１日現在）

地すべり		急　傾　斜		土　石　流	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
１１０	０	８４９	７２６	４３６	２７７

第５節　　台風に対する災害予防計画

風害の予防は、防風施設の整備等によりその効果を期すべきものとするが、台風に対する当面の災害予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機応変に措置を講ずるものとする。

実 施 担 当	各関係課
防災関係機関	新潟地方気象台　　県　　各防災関係機関

１　台風が新潟県の直ぐ西側を北東に進む場合

フェーン現象に伴う大火災の防止並びに強風による被害の防止に重点をおいて、次の措置を講ずるものとする。

(1)　火災予防措置

「本章　第６節　大火危険気象に対する災害予防計画」に準じるものとする。

(2)　小型船舶の事前避難措置

小型船舶の事前避難措置は、それぞれ当該船舶の所有者が実施するものとし、台風情報等により危険が予知されるときは、遭難防止のため出航を見合わせる等所要の措置を講ずるものとする。

また、漁業協同組合は、出漁中の事故防止のため気象注意報、警報等発令時における出漁中止と出漁漁船の帰港等について、組合員の申し合わせ等による自主的避難体制に基づき無線電話及び標識等による警告等所要の措置を講ずるものとする。

(3)　電力、通信等の故障排除体制の確立

ア　電力供給施設

台風による発・送・変・配電設備の防災体制は「第１章　第12節　電力供給施設災害予防計画」の体制に準ずる。

イ　電気通信施設

台風による電気通信施設の防災体制は「第１章　第11節　電気通信施設災害予防計画」の体制に準ずる。

(4)　家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置は、それぞれの家屋及び建築物等の管理者が行うものとし、状況に応じて市長は、家屋等管理者に対して次の措置の徹底を図るものとする。

ア　外れやすい戸や窓、弱った壁などには筋交、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

イ　屋根の補強として棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンは垂木に打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。

ウ　建築物周辺の倒れる恐れのある立木は枝おろしをする。

以上の緊急措置の徹底が困難であるか又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような急迫事態に際しては、当該家屋等の居住者に対して市長が避難のための立ち退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容するものとする。

２　台風が新潟県の南方を北東に進む場合

強雨に伴う洪水による被害の防止に重点を置いて災害予防措置を講ずるものとし、措置内容については「本章　第３節　異常降雨に対する災害予防計画」に準ずるものとする。

３　台風が新潟県を縦断又は横断して進む場合

強風並びに強雨によるそれぞれの被害を防止するため、状況及び地域性を総合的に判断して、適宜１及び２による諸措置の活用を図るものとする。

この場合において、台風が日本海から新潟県に上陸することが予想されるときは、関係機関はそれぞれ高潮による被害の防止にも留意して、港内船舶の事前避難、流木対策等所要の措置を講ずるものとする。

第６節　　大火危険気象に対する災害予防計画

火災の予防は、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより、その効果を期するものとするが、大火危険気象下における当面の災害予防措置は次のとおりとする。

実 施 担 当	消防本部
防災関係機関	各防災関係機関

１　火災警報発令の基準の設定

市長は、消防法第 22 条の規定により県知事から火災気象通報を受けた場合及び地域的気象状況が火災予防上危険と判断される場合は、気象関係機関並びに消防本部と協議のうえ火災警報を発表するものとする。

火災警報を発表したときは、県知事（防災局危機対策課）へ報告するとともに、関係機関に通報するものとする。

２　警報の伝達

市長は、火災警報を発令したとき及び解除するときは、速やかに市民及び関係機関に伝達周知するものとする。

３　警戒措置体制の準備

消防本部は、大火危険気象下においては、警戒体制を準備し、火災警報が発令された場合は、速やかに佐渡市消防本部警防規程及び佐渡市消防本部警戒出動計画に基づき、警戒にあたるものとする。

(1)　警戒措置体制の確保

ア　警戒のための組織体制及び警戒区分の分掌

消防本部は、それぞれの管轄区域の警戒にあたるものとする。

イ　警戒出動のための要員招集及び伝達体制

火災警報が発表された場合は、佐渡市消防本部・署職員非常招集計画により、速やかに警戒出動体制に入るものとする。

ウ　火気使用制限などの予防措置

火災予防条例第 29 条に基づく火の使用制限を実施し、火災予防を図る。

エ　通信系統の確保及び水利確保のための要員確保

消防本部は、消防無線の通信確保及び水利確保を図るため関係職員を待機させる。この場合、必要に応じて水利等の巡回点検を実施し、必要があると認める場合は、水利統制を行うものとする。

(2)　所要防火対象物の警戒

消防本部は、火災警報下における所要防火対象物の警戒処置が充分に行われるよう木造大規模建築物、危険物貯蔵所、大量火気使用場所及び宿泊施設等の火災危険の大きいもの

並びに火災が発生した場合、著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物若しくは文化財については、防火管理者等関係者に特別警戒を行うよう要請するものとする。

(3)　消防資機材の点検整備と器具等の増強

消防本部は、消防資機材の再点検を行わせるとともに、消防ホース、器具等の積載の増強を行うものとする。

第 2 部　　災害予防

第３章　　震災予防計画

第１節　　地盤災害予防計画

地震の地盤変化による人的、物的被害の発生を未然に防止するため、実態を調査し、危険な箇所における災害防止等の措置を講ずる。

実 施 担 当	建設課　　農林水産課
防災関係機関	県

１　地盤災害予防計画

(1)　計画の方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の余震・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため予防計画は、

①　地震が発生する前に行うもの

②　地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの

からなる。地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

ア　市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払う。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように簡易な対策に努める。

イ　市は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を市民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

ウ　県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を調査・把握し、市への情報提供を行うとともに、総合的な土砂災害予防対策を推進する。

(2)　要配慮者に対する配慮

ア　市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

イ　県は、平時より避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する啓発を行う。

２　市民・企業等の役割

(1)　市民の役割

市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払うとともに、土砂災害危険箇所等の位置を把握しておく。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂等の危険な状況を発見したら、速やかに

行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように土で亀裂を塞いだり、シートを張る等の対策に努める。

(2)　地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3)　企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画には含めないようにする。

3　市の役割

(1)　危険箇所の調査・周知

ア　土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するため県の調査点検に協力する。

イ　土砂災害の危険箇所について、県等から情報の提供があった場合は、本計画に明記するとともに、市民への周知に努めるものとする。

(2)　総合的な土砂災害予防対策の推進

ア　土砂災害危険箇所の法指定

土砂災害危険箇所について、対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を可能にするため、積極的に砂防法等関係法の指定箇所の指定を受けるよう県に要請する。

(ｱ)　砂防法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・砂防指定地

(ｲ)　地すべり等防止法・・・・・・・・・・・・・・・・・地すべり防止区域

(ｳ)　急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律・・・急傾斜地崩壊防止措置区域

(ｴ)　土砂災害防止法・・・・・・・・・・・・・・・・・・土砂災害警戒区域

イ　防止工事の推進

県の行う法定指定箇所についての、各種対策事業の実施に協力する。

ウ　警戒体制の確立

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所に対し、現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などの警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達・集約する拠点を配置するとともに、情報ネットワークの整備に努める。

エ　応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

オ　情報交換・連絡体制の確立

地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、(社)新潟県建設業協会佐渡支部等民間団体と事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておく。

カ　がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

がけ地の崩壊等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の住宅について、がけ地近接等危険住宅移転事業を活用し移転を促進する。

(3)　軟弱地盤等液状化対策の推進

ア　地盤の液状化現象の調査研究

地盤の液状化現象に関する調査研究に努めるとともに、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努めるものとする。

イ　地盤改良・液状化対策工法について

地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努めるものとする。

(4)　住宅等の安全立地

ア　安全立地のための指導

土砂災害特別警戒区域に指定された区域内において、住宅等に係る建築確認申請又はその他の建築行為に関する情報を入手した場合、建築主、設計者、施工者等にその区域の危険の程度、内容等を説明し、建築行為を再考するように指導する。

宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画には含めないようにする。

イ　危険集落の移転

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所における災害予防及び集落移転の必要性について普及啓発に努めるとともに、市においては、防災対策事業または危険集落の移転事業を推進する。

(5)　二次災害の予防

ア　土砂災害危険箇所の調査点検

震度４以上の地震が観測された場合は、国、県及び地元住民等の協力を得て危険箇所及び対策施設の点検調査を、速やかに行うものとする。異常が発見された場合、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

イ　避難勧告・指示等の実施

地すべりの徴候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図り、必要な警戒避難体制の構築又は避難勧告・指示等を実施するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等必要な応急対策工事を実施する。

ウ　二次的な土砂災害への対策

土砂災害危険箇所等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市は、関係機関と連携して地震発生後の監視を強めるものとする。

第２節　　ガス施設災害予防計画

ガス事業における地震防災対策は、地震によるガス施設の被害を最小限にとどめ、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を行なうことを目的としてガスの施設に応じた適切な対策を講ずる。

実 施 担 当	防災管財課　　取扱事業者
防災関係機関	各防災関係機関

１　設備面の災害予防

(1)　施設対策

予防対策の基本はガス施設の耐震性向上にあり、施設の重要度を考慮し、合理的で効果的な対策を講ずる。

ア　供給所の対策

(ｱ)　建設する施設は合理的な耐震設計を行なう。

(ｲ)　既設の施設については、耐震性の評価を行い、必要に応じて補強を行なう。

(ｳ)　異常事態等を迅速、正確に把握するための情報の収集装置及び緊急措置を行なうための遮断装置を設置する。

イ　導管の対策

(ｱ)　建設する導管は耐震性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は溶接、融着、抜け出し防止機構を有する機械的接合など耐震性能を有する方式を使用する。

(ｲ)　耐震性が十分でない既設配管については、耐震性のある導管への取替、あるいは更正処理を実施する。

(2)　緊急措置設備対策

緊急対策の基本は地震及び津波の発生時にガスによる二次災害を防止することである。そのため緊急措置に必要な設備の整備を図るとともに、地震時に速やかで適切な措置がとれるよう平常時より、教育・訓練を実施し運用体制を整備しておく。

ア　供給所の対策

(ｱ)　検知・警報（地震計、漏えい検知器、火災報知機）装置を設置する。

(ｲ)　ガス発生設備、ガスホルダー、液化ガス貯槽等は緊急時に備え、緊急停止のための装置を設置する。

(ｳ)　防消火設備の整備を図る。

イ　導管の対策

(ｱ)　供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。

(ｲ)　供給範囲が広い地域については必要により、地震の震度、圧力の変動等の情報を迅速・正確に収集するためのシステムを導入するものとする。

(ｳ)　迅速、確実に供給停止を行うための緊急遮断装置を整備する。

(ｴ)　供給停止地区の圧力を速やかに減圧するため、必要により減圧設備を設置する。

(ｵ)　需要家での二次災害を防止するためマイコンメータの設置を促進する。

2　体制面の整備

(1)　動員の基準

ア　地震発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、地震及び津波の発生時の動員基準について定めあらかじめ関係者に周知しておく。

イ　地震発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておく。

(2)　災害対策本部の設置

ア　災害対策本部の設置については、あらかじめ震度、周辺被害状況等からその設置基準及び規模を定めておき、地震発生後速やかな対応ができるよう体制を整備しておく。

イ　災害対策本部の組織は災害対策に関する諸規程に基づき、組織及び動員者の役割を明確にしておく。

ウ　災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう、あらかじめ特定しておくとともに、非常通信設備、ファックス、複写機等の必要な備品並びに必要図書、帳票類を平常時から整備しておく。

(3)　緊急時連絡体制の確立

地震及び津波が発生した場合に、経済産業省、日本ガス協会、消防本部、管轄警察署、佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）、地方自治体等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

3　防災広報活動

震災時の二次災害防止と効果的な震災対策活動を行うため、平常時、地震及び津波の発生時、供給停止時等の広報の時期に応じた具体的手段をフロー図、チェックリスト、広報例文等で準備しておく。

(1)　平常時の広報

平常時から地震時の二次災害防止のための広報を実施するとともに、広報活動を円滑に実施するため、需要家をはじめ報道機関・地方自治体等関係各所との広報ルートを整備しておく。

(2)　地震発生直後の広報

大規模地震が発生した直後は、需要家はもちろん関係機関の協力のもと二次災害の防止を図るため、報道機関、広報車等を通じて、需要家に対してガスについての注意事項及び協力のお願いの広報を行う。

(3)　ガス供給停止時の広報

大規模地震により供給が停止した場合、二次災害の防止とともに需要家の不安の解消を目的とした広報活動が必要である。そのため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する事項についても、引続き適切な広報を行う。

4　災害対策用資機材の整備

(1)　地震及び津波の発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な資機材及び早期復旧に必要な資機材を備えておく。

(2)　復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段についてあらかじめ調査し、体制を整備する。

5　応援協力体制の整備

(1)　救援措置要領の整備

地震により広範囲にわたり供給が停止し、大規模な応援が必要となる場合は、日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき当該日本ガス協会地方部会へ、救援要請する。

(2)　工事会社への協力要請

震災時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、資機材等を確保するために工事会社などの関連協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

第３節　　上水道施設災害予防計画

地震及び津波の発生に伴う、断減水を最小限にとどめるため、市及び水道事業者は、施設面及び体制面の災害予防対策を実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施するものとする。

実 施 担 当	上下水道課
防災関係機関	各防災関係機関

１　施設面の災害予防

市及び水道事業者は水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め、施設の新設・改良計画にあわせ計画的に水道施設の災害予防対策を推進するものとする。

(1)　重要施設の耐震化・近代化の推進

災害予防計画の策定に当たっては老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、水道システム全体としてのバランスを考慮したうえで、次の事項の耐震化、近代化事業を推進するものとする。

ア　貯水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化

イ　軟弱地盤や液状化地盤における地盤改良

ウ　避難場所、給水拠点を中心とした耐震貯水槽を利用した貯水施設等の整備及び配水池での緊急遮断弁の設置

エ　管路には強度の高い材質、伸縮可とう継手等の耐震継手及び耐震工法の採用、並びに給水装置の耐震化

オ　老朽管路の計画的な更新及び基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化

カ　浄水場等での供給予備力、配水池容量の増加（12時間貯水容量確保）等によるゆとりの確保

キ　各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できるテレメーターシステムの整備

(2)　バックアップシステムの構築、危険分散による被害の軽減化

重要施設の複数配置やバイパスルートの確保によりバックアップシステムの構築に努め、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図るものとする。

ア　複数の水源の確保及び浄水場、配水池等の重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ　非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備等）

ウ　緊急時代替水源(農業用水等の他利水水源、緊急用井戸の利用)の確保

エ　配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

(3)　その他機械設備や薬品管理における予防対策

ア　機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

イ　塩素ガス漏出時の中和施設の整備、中和剤の常備

ウ　水質試験用薬品類の震動による破損防止対策、混薬を防止するための分離保管

２　体制面の整備

市及び水道事業者は平常時から施設の耐震性調査、被害想定等を行い、これに基づき、緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努めるものとする。

(1)　水道施設の耐震性総合調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性の総合調査を行い、必要に応じ補強を行うとともに、定期的な点検により機能維持を図るものとする。

(2)　地震による水道施設及び需要者の被害想定

ア　震災直後の被害状況を見積るため、水道事業で設置した地震計を活用した、きめ細かな地震情報を収集する体制を確立するものとする。

イ　地震の規模、地盤の状況、施設整備状況等からパソコン等を利用した水道施設の地震被害の発生予測手法を開発し、被害を予測し、給水目標及び応急対策計画の策定を検討する。

(3)　応急対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努めるものとする。

(4)　職員に対する教育及び訓練

ア　計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び耐震性継手を有する管の施工等の技術の向上、人材の育成に努めるものとする。

イ　緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平常時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行うものとする。

(5)　図面・災害予防情報の整備及びＯＡ機器のバックアップ

ア　拠点給水地、指定緊急避難場所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用地図（住宅地図、配管図、構造図等）を作成するとともに、コピー機械を配備し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努めるものとする。

イ　水道事業者相互間で、水道システムの基本情報（水道システム図、施設図、管路図等）を共有化できるよう検討するものとする。

ウ　パソコン等のＯＡ機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化するよう努めるものとする。

(6)　関係行政機関との連携及び連絡調整

ア　耐震貯水槽の整備に当たっては消防本部、学校、公園等の関係部局との役割分担、連絡調整を図るものとする。

イ　応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察との連絡調整を図るものとする。

(7)　水道用機材の規格の統一

バルブキャップ等の特殊型式水道用機材を全国統一規格である日本水道協会規格に統一するよう検討するとともに、応急復旧時に支障が生じないよう予備資材を備蓄しておく必要がある。

３　災害時連絡体制の確立

市及び水道事業者は電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。

４　災害対策用資材等の整備

(1)　応急給水用資機材の整備

市及び水道事業者は計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水機、及びペットボトル等の応急給水用資機材の整備に努めるものとする。

(2)　応急復旧用資機材の整備

市及び水道事業者は、計画的に次の事項に配慮し、応急復旧用資機材の整備に努めるものとする。

ア　削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機、漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備

イ　配水管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄

ウ　広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

エ　資機材の製造及び取扱業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

オ　作業員の安全装備等の常備

５　防災広報活動

市及び水道事業者は震災時の活動を円滑に進めるため、市民、町内会等に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

(1)　市民に対する広報、啓発活動

市民に対し、防災体制、飲料水の確保（３日分、出来れば１週間分程度、一人一日３Ｌ程度を目安）、衛生対策等の留意事項について広報誌等により広報し、防災意識の啓発に努める。

(2)　町内会等への防災活動の研修

町内会や自主防災組織等に対し、応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努めるものとする。

(3)　医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、震災直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努めるものとする。

第４節　　下水道施設災害予防計画

下水道施設は、ライフライン施設として市民の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、市民へ与える影響が大きい。

従って、下水道施設管理者は地震時の被災を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確保すべく、平常時において災害予防の向上のために施設等の耐震強化による被災予防の推進と災害対策資材の確保や他機関との連絡協議等の応急活動の推進を図るものとする。

実 施 担 当	上下水道課
防災関係機関	各防災関係機関

１　施設面の耐震強化対策

(1)　耐震診断及び耐震補強工事

下水道施設管理者は、地震及び津波の発生時の下水道施設の被害を低減又は防止するため、施設の耐震性を把握し、弱点箇所について年次計画を立て、耐震性診断及び対策工法の検討を行うとともに、必要に応じて耐震補強工事を行うものとする。

(2)　耐震計画、調査、設計及び施工

下水道施設管理者は、下水道施設の建設計画時点から、下記の事項について耐震対策を検討するものとする。

ア　計画

(ｱ)　重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線、下水処理場の重要な水路及び配管、あるいは汚泥圧送管等が破裂すると、システム全体の機能が長期にわたり停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二重化や処理場内の重要な水路等の複数系統化を図る。

(ｲ)　下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化を図る。

イ　設計

(ｱ)　管路は、地盤状況に応じて管きょ周辺の地盤改良の実施や可とう管及び可とう性継ぎ手等を採用する。

(ｲ)　処理場・ポンプ場における構造物及び配管の継ぎ手部は、可とう性、伸縮性及び止水性を有する継ぎ手を採用する。

(3)　震災予防対策（液状化対策）

地震による下水道施設の被害の要因として、地震の特性及び地形等が重要な要素を占めており、なかでも新潟地震にみられるように地盤の液状化による施設被害が大きいものと予測される。

従って、液状化対策（地盤改良による地盤の強固化等）を重点的に講ずることが必要である。

(4)　二次災害の防止

下水道施設管理者は震災時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能の低下を最小限にくい止めるものとする。また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料の漏洩、その他の二次災害が生じないように整備を図るものとする。

2　施設面の安全確保対策

(1)　台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、下水道施設管理者は資料の収納及びデータ管理を行う施設について、耐震化を進めるとともに、遠隔地に複数管理（バックアップ）して、資料の安全性の向上を図るものとする。

(2)　施設の点検パトロール

下水道施設管理者は下水道施設の点検パトロールにおいて、地震及び津波の発生時において敏速かつ適切な措置が行えるように、その施設の機能状況の把握に努めるものとする。

(3)　維持補修工事及び補修記録の整備等

下水道施設管理者は異常箇所の補修及び施設改良の記録が、震災時、有効に活用できるよう整備しておくものとする。

3　体制面の整備

(1)　防災組織の充実

下水道施設管理者は、下水道施設の防災対策にあたり、防災活動が円滑にできるよう防災関係部局と調整、協議し、組織の整備を図るものとする。

(2)　応急対策マニュアル等の策定

下水道施設管理者は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。また、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努めるものとする。

(3)　災害対策用資材の整備

下水道施設管理者は、震災時における応急対策活動を円滑に行うため、(社)新潟県建設業協会佐渡支部等と協力し、災害対策用資材等の整備を図るものとする。

災害対策用資材等は、想定される被害の内容を考慮して、平常時から計画的に確保しておくことが重要である。特に独自に確保できない資材等については(社)新潟県建設業協会佐渡支部等及び管工事工業協会等と協力協定を締結するとともに、他の下水道施設管理者・下水道事業団等の協力も得ておくものとする。

(4)　防災関係機関との連携及び連絡調整

下水道施設管理者は、下水道施設の調査、復旧において、ライフライン施設等防災関係機関との連携及び連絡調整を行う必要がある。このため、防災関係機関及び建設業協会等に対しては、可能な限り事前協議を行い、情報交換や連絡・協力体制についての取り決めを行うものとする。

また、調査・復旧を円滑に実施するため、処理場周辺の地域住民、企業等との情報交換及び広報が必要となる場合があり、今後この広報等を検討するものとする。

(5)　要配慮者に対する配慮

市は避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

4　防災広報活動

下水道施設管理者は、震災時の活動を円滑に進めるため、市民、町内会等に対し、平常時から防災体制等について広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

第５節　　廃棄物処理体制の整備

１　基本方針

(1)　市民（各家庭等）は、市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。

(2)　市民（各家庭等）は、家屋の倒壊による災害がれきの大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。

(3)　市は、震災時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、市民に対し、協力を求める事項について周知する。

(4)　市は、一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策の整備に努める。

(5)　県は､市町村からの要請に備え､市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

２　市民の役割

(1)　各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化など、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。

(2)　市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時での廃棄物処理に協力できるよう努める。

３　市の役割

(1)　災害廃棄物処理計画の策定

ア　震災時の廃棄物処理についての組織体制､関係機関との連絡体制､市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

イ　市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(2)　一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア　施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、震災時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気･水･熱の供給設備を設置するよう努める。

イ　応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3)　協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、震災廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

４　県の役割

広域処理体制の整備

(1)　県内市町村間の広域処理体制を整備する。

県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

(2)　関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

(3)　近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、近隣他県、国との協力体制を整備する。

5　関係機関の役割

(1)　新潟県環境整備事業協同組合

ア　県との災害時応援協定に基づき、県･市町村からの要請によるし尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。

イ　組合員への緊急連絡体制を整備する。

(2)　(一社)新潟県産業廃棄物協会

ア　県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(3)　(一社)新潟県浄化槽整備協会

ア　県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(4)　(一社)新潟県解体工事業協会

ア　県・市町村からの要請による損壊家屋の解体に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(5)　(公財)新潟県環境保全事業団

県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第 ２ 部　　災害予防

第４章　　津波災害予防計画

第１節　　防災教育計画

１　市民・事業者等の役割

(1)　市民の役割

ア　自治体の地震及び津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ　防災に関する講演会、学習会等への積極的参加

ウ　次世代への災害被災経験の伝承

エ　各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い

オ　緊急地震速報を受けたときの適切な行動

カ　特別警報（大津波警報）、津波警報又は津波注意報が発表されたときの適切な行動

キ　震度４以上の強い地震又は弱い地震でも長時間のゆっくりした揺れを感じたときの適切な行動

ク　呼び掛け避難及び率先避難

ケ　原則として、徒歩による避難をすること

(2)　地域の役割

ア　自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進

イ　地域住民による地元の地震被害危険箇所及び浸水想定される地域の把握・点検・確認

ウ　次世代への災害被災経験の伝承

エ　呼びかけ避難及び率先避難

オ　津波浸水想定区域内にある消防団の津波警報等の情報入手までの適切な行動及び消防団員の活動の安全確保の取組

(3)　事業者の役割

ア　自治体の地震及び津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ　災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

２　市の役割

市は、国、県、消防本部、学校、福祉関係者、事業者、ＮＰＯ、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1)　市立学校における防災教育の推進

県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童生徒等の発達段階に応じ学校教育全体を通じて防災教育を行う。

(2)　社会教育における防災学習の推進

市民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座やジオパーク学習等を実施する。

(3)　ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

市は、県が示す津波浸水想定図等を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、市民に配布し、津波ハザードマップの正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普

及啓発に努める。

(4)　市民に対する防災知識の普及

市民の津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、3(4)に準じて、防災知識の普及に努めるものとする。

(5)　災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(6)　要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

ア　要配慮者及び家族の学習

イ　民生委員・児童委員等地域の福祉関係者の学習

ウ　ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ　外国人受入先（事業者、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(7)　市職員の防災教育、防災部門の人材育成

(8)　消防職員・団員の防災教育・研修

3　県の役割

(1)　学校における防災教育の推進

ア　県立学校における防災教育（総務管理部、県教育委員会）

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目的に応じ、学校教育全体を通じて防災教育を行う。

県教育委員会は、学校教育における防災教育を推進するため、教育の専門家や教育現場の実務者等の参画の下で、防災教育プログラムを作成し、津波災害と防災に関する児童及び生徒の理解向上に努めるものとする。

なお、作成した防災教育プログラムが、各学校において広く浸透し、定着するように配慮するものとする。

イ　私立学校に対する啓発（総務管理部）

私立学校設置者に対し、公立学校と同様に防災教育を推進するよう指導・助言を行う。

(2)　社会教育における防災学習の推進（県教育委員会）

県民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、社会教育施設において防災広報を実施する。

(3)　要配慮者及び保護責任者の防災学習の支援

ア　高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児（福祉保健部）

在宅の要配慮者の安全を確保するため、要配慮者又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。

イ　外国人（知事政策局、産業労働観光部）

市や外国人関係団体（外国人雇用事業者、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等）に協力して、地震・津波から身を守るための基礎知識の普及に努める。

災害時に、外国人（就業者、留学生、旅行者、定住して間もない者等）の安全確保に当たるべき立場の者（事業所、学校、宿泊・観光施設、交通関係者、家族等）及び市が、防災マップ等を活用して外国人への防災知識の周知を図るよう支援する。

(4)　県民に対する防災知識の普及

県は、県民の津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、次に定めるところにより防災知識の普及に努めるものとする。

ア　普及の内容

防災知識の普及について、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。

(ｱ)　にいがた防災戦略の概要

(ｲ)　津波に関する一般的知識

a　津波の特性に関する情報

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続すること。

b　津波に関する想定・予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があること。

c　津波浸水想定の公表

(ｳ)　県地域防災計画の概要

(ｴ)　自主防災組織の意義

(ｵ)　平常時の心得

a　３日分、出来れば１週間分程度の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

b　非常持出品の準備

c　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策

d　避難路及び緊急避難場所の把握

e　災害時の家庭内における連絡方法や避難ルールの取決め

f　要配慮者の所在の把握

g　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

(ｶ)　災害時の心得

a　強い地震やゆっくりとした揺れを感じたときにとるべき行動

強い地震（震度４以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。

b　津波警報等の発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動

津波警報が発表されたとき、強い地震（震度４以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで高台等のできるだけ

高い安全な場所に避難すること。

c　災害情報、避難情報等の入手方法

d　早期避難、率先避難の重要性

自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難することが重要であること。

また、その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努めること。

e　負傷者や要配慮者の避難支援等

f　初期消火活動等

g　緊急避難場所や避難所での行動

イ　普及の方法

報道機関等の協力を求めるほか、次に掲げる方法により、普及促進を図るものとする。

(ｱ)　テレビ、ラジオ及び新聞等の利用

(ｲ)　ホームページ、広報誌、広報車の利用

(ｳ)　啓発用パンフレット及びリーフレットの利用

(ｴ)　講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(ｵ)　起震車の利用

(ｶ)　津波浸水想定図の作成及び公表

(5)　災害教訓の伝承

県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑、モニュメント又は教育版等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(6)　市に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会）

ア　市が実施する防災教育に関し、必要な情報の提供を行う。

イ　公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。

ウ　災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。

エ　平常時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。

オ　市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する情報の提供を行う。

(7)　市職員への防災教育の支援（防災局）

ア　市職員の専門的な防災教育機会の創出

イ　市の防災教育に必要な情報の提供

ウ　消防学校における消防職員・団員の防災教育・研修

(8)　県職員への防災教育、防災部門の人材育成（防災局）

ア　外部講師等による防災教育研修の実施

イ　消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣

４　防災関係機関の役割

(1)　新潟地方気象台

新潟地方気象台は、地震津波による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震津波防災について普及・啓発を図るものとする。

ア　避難行動に関する知識（強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」等の定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど）

イ　津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など）

ウ　津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

エ　津波警報等の発表時にとるべき行動

オ　沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。

カ　緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動。(緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要があること等)

(2)　その他の防災関係機関

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について県民への普及及び啓発を図る。

ア　県警察における防災教育

運転免許の更新時講習等を通じて自動車運転時における災害発生時の自動車運転者としての措置等

イ　第九管区海上保安本部

船舶・海事関係者等への地震・津波発生時の注意事項等

ウ　北陸地方整備局

新潟地震や中越大震災、中越沖地震等、過去の地震災害記録の公開及び地震に関する情報の提供

エ　東北電力㈱

一般家庭に対する、地震発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意

オ　都市ガス供給事業者、ＬＰガス販売店（(一社)新潟県ＬＰガス協会）

(ｱ)　地震発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項

(ｲ)　ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時の復旧方法

カ　日本赤十字社

心肺蘇生、応急措置等、初歩的な救急法の一般への普及

第２節　　防災訓練計画

防災訓練計画については、第２部第１章第２節「防災訓練計画」を準用する。

なお、津波災害を想定した訓練を実施する際は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

第３節　　建築物等災害予防計画

１　計画の方針

地震又は津波により、建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命を始め、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。

また、地震又は津波が発生した後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な公共建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1)　基本方針

ア　防災上重要な公共建築物等の災害予防

市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設、防災上重要な公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性及び不燃性の確保を図ることとする。

また、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努めるものとする。

その他、防災上重要な公共建築物等の災害予防については、第２部第１章第６節を準用する。

イ　不特定多数の者が利用する施設等の災害予防

国、県、市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に、配慮するものとする。

その他、不特定多数の者が利用する施設並びに一般建築物の災害予防については、第２部第１章第６節を準用する。

(2)　要配慮者に対する配慮

ア　防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ　不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。

２　市民・企業等の役割

(1)　市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に耐震化や、二次部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

(2)　地域の役割

自治会等において、地域内で著しく老朽化した建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、地域住民に周知する。

(3)　企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア　防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ　不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導体制の整備を図る。

ウ　自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

3　市の役割

(1)　防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策

ア　市が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ　事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2)　一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3)　建築物の耐震化の推進

建築関係団体等の協力を得て建築物の耐震診断･改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

(4)　老朽化した建築物の長寿命化計画

市が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4　県の役割

(1)　防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策（総務管理部、土木部）

ア　県が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ　市、事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2)　一般建築物の安全確保対策（土木部）

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3)　建築物の耐震化の推進（土木部）

実際に市民の窓口となる市及び耐震改修を実施する設計者、施工者等の建築関係団体から協力を得ながら、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

また、建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき平成 19 年３月に策定した、新潟県耐震改修促進計画に基づいて、県有建築物における耐震化の進捗状況を確認するとともに公表方法について検討する。

(4)　老朽化した建築物の長寿命化計画（総務管理部、土木部）

県が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

５　防災関係機関の役割

(1)　消防署等

防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

(2)　特定行政庁（県及び建築主事を置く市）

建築物の敷地、構造又は建築設備について、保安上危険となるおそれが認められる場合は、保安上必要な措置をとるよう指導、助言を行う。

第４節　　道路・橋りょう・トンネル等の地震・津波対策

１　計画の方針

(1)　基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに､相互協力のもと道路機能の確保に当たる体制を整備する。

(2)　計画の重点

ア　緊急輸送ネットワークの確立

緊急輸送ネットワークの確立については、第２部第１章第７節の「緊急輸送ネットワークの確立」を準用する。

イ　道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ｱ)　道路管理者は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋りょうをはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。

(ｲ)　緊急輸送道路は特に重点的に取り組む。

橋りょうやトンネル等の重要構造物の補強・修繕のほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。

(ｳ)　緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。

(ｴ)　被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

２　各道路管理者等の行う地震対策

道路管理者である国土交通省、県及び市はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、各道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1)　道路施設の整備・強化

ア　法面、盛土等の斜面対策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

イ　重要構造物

(ｱ)　橋りょう

ａ　耐震補強

平成８年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋りょうは点検等を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

b　新設橋りょう

国土交通省都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成 24 年２月 16 日）により設計する。

(ｲ)　トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

新設時等は橋りょうに準じた耐震性能を備えるとともに被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実に行い必要な補強や修繕を施す。

ウ　道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ｱ)　信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(ｲ)　道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行う。

(ｳ)　トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2)　防災体制の整備

ア　情報連絡体制の整備

各道路管理者は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、ＩＴＶ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ　迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(社)新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）備蓄体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

ウ　道路通行規制

各道路管理者は、被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線又は区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ　道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

３　市内の道路現況（実延長）　（平成２８年４月１日現在）

種　別	路線数	延長　（m）	種　別	路線数	延長　（m）
一般　国道	1	49,422.7	市　道	6,786	2,458,629.0
主要地方道	5	274,571.5			
一般　県道	18	106,798.9			
計	24	430,793.1			

第５節　　港湾・漁港施設の地震・津波対策

１　計画の方針

各主体の責務

(1)　事業者は、平時より関係機関と情報交換を行い、地震又は津波の発生に備え防災体制を整える。

(2)　県（交通政策局、農林水産部）は、地震又は津波の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図る。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から,港湾施設等の整備を進める。

地震又は津波が発生し、もしくは津波が発生する恐れがある時には緊急輸送ネットワークの結節点として、また、背後地の物資の輸送や地域住民の避難場所として運用できるよう、耐震強化岸壁、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

(3)　港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

２　事業所の役割

(1)　港湾・漁港内に所在する事業者は、地震又は津波の発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関及び事業者相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。

(2)　港湾・漁港内にある石油、ＬＮＧ等の危険物を保管・輸送をする事業者は、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき各管理施設（岸壁建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

３　県の役割

(1)　防災体制の確立

ア　交通政策局及び農林水産部は、地震津波災害に対処するための防災体制を確立する。

イ　災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や(社)新潟県建設業協会、(社)建設コンサルタンツ協会北陸支部などと協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を整備する。

(2)　港湾施設等の整備

防波堤等の港湾施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(3)　耐震強化岸壁の整備

平時はもとより、地震又は津波の発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や漁港施設整備計画に位置付け、施設整備に努める。

なお、佐渡市港湾の耐震岸壁整備計画については、次のとおりである。

（平成２６年２月現在）

区分	港 名	地区	耐 震 バ ー ス 整 備 状 況				
			施 設 名	水 深	延 長	適 用	備考
重要港湾	両津港	湊	南ふ頭２号岸壁	-7.5m	193m	整備済	※
	小木港	北	北地区岸壁	-7.5m～-8.0m	200m～240m	計 画	※
地方港湾	赤泊港	－					
	二見港	－					

※　緊急輸送対応（フェリー）

(4)　避難緑地等の整備

港湾・漁港施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

なお、佐渡市港湾の防災拠点緑地・避難緑地計画については、次のとおりである。

（平成２６年２月現在）

港　　名	地 区 名	緑地種別	避難緑地等面積	適　用	港湾計画上の緑地面積
両　津　港	湊 地 区	避難緑地	10,129 ㎡	整備済	2.7ha
小　木　港	北 地 区	避難緑地	10,000 ㎡	計　画	1.4ha

(5)　適切な維持管理

港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画を作成し、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

４　防災関係機関（各協会）の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第６節　　空港の地震・津波対策

１　計画の方針

(1)　基本方針

ア　空港やターミナル施設は、人及び物の円滑な交流を支える施設であり、地震又は津波が発生し、もしくは津波が発生するおそれがある時には人員並びに緊急物資等の輸送など、輸送施設として重要な役割を担うことから、地震又は津波に対する安全性を考慮した整備により空港機能を確保する。

イ　各施設の管理者は、施設の点検調査を随時実施し、地震又は津波に対する安全性を確保するため、必要な改修等の予防措置を行う。

ウ　地震又は津波が発生し、もしくは津波が発生するおそれがある時を想定した情報の収集・提供の体制、関係機関等との連絡体制を整備する。

また、応急復旧に伴う緊急体制や情報連絡体制を整備する。

(2)　市内の空港

空 港 名	種　別	空港管理者	滑走路長
佐 渡 空 港	地方管理空港	新潟県	890m × 25m

２　企業の役割

空港ターミナル施設等の管理者は、地震又は津波が発生し、もしくは津波が発生するおそれがある時を想定した連絡体制及び応急体制の整備を推進する。

また、空港利用者の誘導体制及び負傷者の救急救命体制を整備する。

３　市の役割

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、次の要件を満たす、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時ヘリポートとして指定する。

(1)　離着陸に必要な面積（概ね 500 ㎡以上）があること。

(2)　周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。

(3)　陸上交通上の利便性を有する場所であること。

(4)　避難場所との重複指定は極力さけること。

(5)　指定に当たっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

なお、指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくよう努める。

４　県の役割

(1)　緊急輸送ネットワーク対策

災害時における空港を含めた緊急輸送ネットワークの形成を進めるとともに、関係機関等との情報連絡系統を確立する。

(2)　長寿命化計画

県が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第７節　　避難体制の整備

１　計画の方針

(1)　基本方針

地震又は津波による人的被害を最小限に押さえるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、次の事項に留意して各自の責任で災害に備える。

ア　浸水、地盤の液状化、地域の潜在的な危険の事前周知

イ　警報、避難情報（避難勧告及び避難指示(緊急)）等情報伝達体制の整備

ウ　客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難情報の発出

エ　避難誘導体制の整備

オ　指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

(2)　要配慮者に対する配慮、積雪期の対応及び広域避難への配慮

ア　要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

(ｱ)　避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有

(ｲ)　早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達

(ｳ)　防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備

(ｴ)　避難先での安否確認及び生活面の配慮

イ　積雪期の対応

冬期間の積雪･寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

(ｱ)　当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保

(ｲ)　指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底

(ｳ)　雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への事前周知

ウ　広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

(ｱ)　県、市及び防災関係機関の情報伝達体制の整備

(ｲ)　旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要となる車両等の事前確保

(ｳ)　迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

２　市民の役割

(1)　市民等に求められる役割

ア　市民・事業者の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

(ｱ)　ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

(ｲ)　指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておくこと。

(ｳ)　災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

(ｴ)　携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること。

(ｵ)　避難情報（準備・勧告・指示）の意味を正しく理解しておくこと。

(ｶ)　強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始すること。

(ｷ)　自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを意識し、避難をする際は、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難を呼びかけるとともに、率先して避難をすること。

(ｸ)　徒歩による避難を原則とすること。

イ　多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ｱ)　学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。

c　災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。

d　近隣の事業者、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。

e　保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(ｲ)　その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。

c　施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。

(2)　地域に求められる役割

ア　市民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。

(ｱ)　地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。

(ｲ)　要配慮者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。

(ｳ)　市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

(ｴ)　避難時において避難を呼びかけ、率先して避難すること。

(ｵ)　消防団員の活動上の安全を確保すること。

イ　事業者等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

(ｱ)　避難行動要支援者等の避難を支援すること。

(ｲ)　必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

３　市の役割

(1)　津波避難計画の策定

市は、県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容を市民等に周知徹底を図るものとする。

(2)　情報伝達体制の整備

ア　市は、実情に応じて、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ　市は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

ウ　市は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

エ　市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。

オ　市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(3)　避難情報の発令基準の策定

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示(緊急)等の具体的な発令基準及び伝達内容をあらかじめ定めるものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮

するものとする。

(4)　避難誘導体制の整備

ア　市は、津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とすることの周知に努めるとともに、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

イ　市は、消防職員、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知するものとする。

ウ　市は、高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボラン

ティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、

避難訓練の実施を一層図るものとする。

エ　市は、学校等が保護者との間で、「学校防災マニュアル作成の手引き」等を参考にしながら、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

オ　市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

カ　市は、情報の収集・連絡体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(5)　避難場所の指定

ア　市は､指定緊急避難場所の整備にあたり､津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

イ　市は、やむを得ず、津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

ウ　市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

エ　市は、指定避難所の建築物については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるものとする。

　また、停電、断水、ガスの供給停止及び電話の不通等の自体を想定し、これに備えた設備の整備とともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るよう努めること。

オ　市は、指定避難所において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮するほか、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

カ　市は、避難場所として利用可能な道路等盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

キ　市は、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

ク　飼い主による家庭動物との同行避難に配慮した避難所の指定に努めるものとする。

ケ　市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

コ　即応体制の整備

(ｱ)　夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。

(ｲ)　避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

(ｳ)　避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。

(ｴ)　避難として指定する施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(ｵ)　避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。

サ　福祉避難所の指定

(ｱ)　市は、一般的な避難所では生活に支障をきたす要配慮者のために、何らかの特別な配慮がされた避難所（以下「福祉避難所」という。）をあらかじめ指定するよう努める。

(ｲ)　福祉避難所として指定する施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。

(ｳ)　市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6)　広域避難に係る体制の整備

ア　他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ｱ)　市は、避難の際に必要となる市民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(ｲ)　市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援･サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ　広域避難の受け入れに備えた体制整備

(ｱ)　市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(ｲ)　市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7)　市民避難誘導訓練の実施

ア　地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難の勧告・指示が発出された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ　地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ　浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。

4　県の役割

(1)　津波避難計画策定指針の策定

県は、津波対象地域の指定、初動体制、防災事務に従事する者の安全の確保、津波情報の収集・伝達、避難指示(緊急)等の発令、平常時の津波防災啓発及び避難訓練等を定めた津波避難計画を策定する際の指針を定め、市に提示するものとする。

(2)　情報収集・連絡体制の整備

ア　県は、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整

理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ　県は、市町村、他の都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。

ウ　県は、災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努めるものとする。

エ　県は、非常通信体制の整備や、新潟県総合防災情報システムを含む有・無線通信システムの一体的運用等により､災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

オ　県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。

(3)　県民への防災に関する情報の提供（防災局）

ア　地震及び津波に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県の設置した震度計の震度情報等、気象庁を通じて県民に提供する。

ウ　県の防災専用ホームページにより防災情報を県民に提供する。

(4)　市の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部）

ア　地域の危険情報の市への提供

(ｱ)　津波による浸水予想区域図を策定・提供する。

(ｲ)　重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。

(ｳ)　土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。

(ｴ)　雪崩危険箇所の危険区域図を策定・提供する。

イ　市による避難情報の早期発出・伝達体制整備の支援

(ｱ)　県から市への津波警報等の迅速な伝達体制を維持する。

(ｲ)　市の避難情報発出の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。

また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

(ｳ)　前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。

(ｴ)　県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難情報伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

ウ　避難所等の確保への協力

(ｱ)　指定避難所の県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(ｲ)　県の所管する公園整備等に当たり､指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

エ　運送機関との情報交換体制の整備

避難住民及び緊急物資の運送に係る車輌等の状況について､関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。

オ　避難場所が孤立した場合の搬送支援

津波浸水等の事情により市民が避難した避難場所等が孤立した場合において、中長期的な避難先となる指定避難所及び指定避難場所等へ避難者を搬送するための体制を整備する。

(ｱ)　介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施

設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

(ｲ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや､関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ｳ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輌等の状況について､運送機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

(5) 広域避難に係る市町村の調整等

ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市町村の体制整備の支援

市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要となる車輌等の状況について、関係機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。

イ 広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援

市民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。

避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が必要な協定を締結する。

ウ 県は、大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

エ 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

5 関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア 市が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ 過去の地震災害の記録や、「液状化しやすさマップ」等の技術資料を公表し、県民に対して地震災害の危険に関する注意を喚起する。

ウ 国が所管する国営公園について、広域的な避難場所として活用できるよう配慮する。

(2) 新潟地方気象台

ア 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知広報に努める。

イ 地震情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、地震に関する基本的な知識や、市民が地震から身を守るために必要な情報を随時提供する。

ウ 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

(3) 福祉関係者

民生委員・児童委員、介護事業者等は、市の避難支援プランの定めるところにより、避難

行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防本部及び消防団との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

第８節　　要配慮者の安全確保計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日ごろ、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）とが協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

なお、要配慮者の安全確保計画の体系は次のとおりである。

大　項　目	中　項　目	小　　項　　目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		1　避難行動要支援者の把握 2　避難行動要支援者情報の共有 3　要配慮者への広報・啓発 4　要配慮者向け備品等確保 5　避難行動要支援者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	1　避難勧告等の情報提供 2　避難誘導 3　移送
	避難所の設置・運営	1　避難行動要支援者の安否確認 2　避難所の管理・運営 3　要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		1　公的宿泊施設の確保 2　応急仮設住宅での配慮 3　公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	1　巡回相談・栄養指導等 2　こころのケア 3　訪問看護等
	福祉対策	1　要配慮者のニーズ把握等 2　福祉サービスの提供 3　情報提供 4　生活資金等貸与（特別）
	社会福祉施設等の支援	1　入所者等の安全確保 2　要配慮者の受入れ
	保健・福祉対策の実施体制の確保	1　市の実施体制 2　県等の支援体制

外国人支援	防災教育	1　外国人への防災知識の普及啓発 2　外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体制の構築	1　多言語支援窓口の設置・運営体制の整備 2　通訳・翻訳ボランティア等の確保

ア　市

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を作成し、避難勧告等の判断・伝達マニュアル等を策定するとともに、避難行動要支援者一人ひとりの避難計画である避難支援プランを自主防災組織等と協力して策定する。

また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

さらに、職員、市民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

イ　県

県は、市、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者一人ひとりの避難計画である避難支援プラン策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

ウ　介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。

県又は市から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努める。

エ　国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、市、県が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

オ　地域住民、自治会、自主防災組織等

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者一人ひとりの避難計画である避難支援プランを策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。

カ　避難行動要支援者及び保護責任者

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。

なお、援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信に努める。

キ　避難行動要支援者名簿

市は避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。

また、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）を活用し、情報共有に努める。

(2)　積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、市、県と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

2　市民・企業等の役割

(1)　市民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持ち、市、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会等と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(2)　民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員・児童委員などの福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、県及び防災関係者と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(3)　介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受入体制の整備を図る。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における安全確保対策は、本項目の記述に配慮するほか、後述する「学校の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(4)　外国人関係団体の役割

ア　国際交流協会

市及び県の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

イ　外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。

また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

ウ　訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5)　企業等の役割

障害者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

3　市の役割

(1)　避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況

や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援プラン、避難勧告等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。

作成した避難行動要支援者名簿は、消防本部、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難勧告等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。

また、市は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ｱ) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(ｲ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障害者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。

(ｳ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(ｴ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。

また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容

先として確保に努める。

(4)　保健・福祉対策

ア　保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。

また、県や他の市町村等応援の受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

イ　保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。

特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ｱ)　巡回等による健康相談・栄養指導

(ｲ)　こころのケア

(ｳ)　訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ　福祉対策

(ｱ)　要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援プラン等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び介護保険事業者等の福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(ｲ)　福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ｳ)　情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。

情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5)　介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6)　外国人支援

ア　現状・ニーズ把握、普及啓発等

市は、日ごろから、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日ごろからの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ　多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ　防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ　情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ　災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。

また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

4　県の役割

(1)　避難誘導・避難所の支援等（防災局、福祉保健部）

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市等の要請により支援を行う体制整備を図る。

また、避難行動要支援者の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制整備を図る。

(2)　生活の場の確保対策（土木部）

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市が行う宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3)　保健・福祉対策（福祉保健部）

ア　保健・福祉対策の実施体制の確保

県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。

イ　保健対策

市が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師と協力して巡回等による健康相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ　福祉対策

市が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供（社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など）等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。

旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、避難行動要支援者に的確に情報提供されるように市等を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市等を支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。

(4)　介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援（福祉保健部）

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5)　外国人支援（知事政策局）

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第９節　　食料・生活必需品等の確保計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

ア　地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる３日分、出来れば１週間分程度の必要な食料・飲料水及び生活必需品（以下「物資等」という。）は、県民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない市民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

ウ　県は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な市からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

エ　市及び県は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

(2)　要配慮者に対する配慮策

ア　市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等摂食上配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し､備蓄方法等について事前に検討し､災害時に速やかに供給できる体制を整備する。

食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。

また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。

県は、市の体制整備を支援する。

イ　市は、高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。

県は、市の体制整備を支援する。

(3)　積雪地域での対応

ア　市は、輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ　市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

ウ　市は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

(4)　夏季における対応

市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

２　市民・企業等の役割

(1)　市民の役割

ア　各家庭において、平時から家族の３日分程度、出来れば１週間分程度の食料・飲料水の備蓄に努める。

イ　高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から３日分、出来れば１週間分程度の分量を自ら確保するよう努

める。

ウ　カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ　石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ　その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2)　企業・事業所、学校等の役割

ア　企業・事業者及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が１～３日間程度泊まり込む場合に必要となる量の物資等の備蓄に努める。

イ　企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資などの備蓄に努める。

ウ　福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする３日分程度の物資等の備蓄に努める。

３　市の役割

(1)　物資等の備蓄

ア　市・県の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。

イ　発電機等災害時の必需品であるが、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。

ウ　備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配付できるようにする。

(2)　物資等の緊急供給体制の確立

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。

ウ　地域の住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(3)　市民への普及啓発

ア　市は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。

イ　防災訓練に際して､地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

ウ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

４　県の役割

(1)　物資等の備蓄（防災局）

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、県・市の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の拠点に物資等を備蓄する。

(2)　物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる物資拠点を選定する。

(3)　物資等の緊急供給体制の整備（防災局、産業労働観光部、農林水産部、交通政策局）

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。

ウ　輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配付体制を整備する。

エ　陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

(4)　燃料の緊急供給体制の整備（防災局）

石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

(5)　市に対する支援体制の整備（防災局）

市に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する。

(6)　県民への普及啓発（防災局）

ア　家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。

イ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

5　防災関係機関の役割

(1)　日本赤十字社新潟県支部

ア　非常用食料や毛布等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡を密にする。

(2)　(公社)新潟県トラック協会

ア　県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。

イ　会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第 10 節　　学校の地震防災対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

ア　各学校は、地域防災計画や県教育委員会が示すモデル等を参考に、学校防災計画を作成するとともに、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

イ　学校設置者（県、市、学校法人等）は、学校の施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮する。

ウ　市は、学校設置者としての役割のほか、市防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

エ　県は、学校設置者としての役割のほか、県以外の学校設置者に対し、学校防災計画の作成や施設の整備等について指導・助言を行う。

　また、県教育委員会は、各学校が作成すべき学校防災計画のモデル等を示すなど各学校及び学校設置者の取組を支援する。

(2)　要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や地震に備えた施設・設備の整備に当たっては、第 8 節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3)　積雪地域での対応

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

2　学校の役割

(1)　学校防災計画の作成

学校は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、県教育委員会が示す学校防災計画のモデル等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

ア　予防対策

(ｱ)　学校防災組織の編成

(ｲ)　施設・設備等の点検・整備

(ｳ)　防災用具等の整備

(ｴ)　防災教育の実施

(ｵ)　教職員の緊急出動体制の整備

(ｶ)　家庭との連絡体制の整備　　など

イ　応急対策

(ｱ)　地震発生直後の生徒等の安全確保

(ｲ)　避難誘導

(ｳ)　生徒等の安否確認

(ｴ)　被災状況の把握と報告
(ｵ)　下校又は保護継続
(ｶ)　避難所開設・運営協力
(ｷ)　教育活動の再開
(ｸ)　生徒等の心のケア　　など

(2)　防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、学校防災計画の作成や見直しについて検討し、及び防災計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、地震発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3)　施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。

特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。

なお、廊下や階段等が使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておく。

(4)　防災用具、非常持出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5)　教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6)　家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報が漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7)　防災教育の実施

ア　教職員に対する防災教育

校長は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ　生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な

学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ｱ)　事件・事故・災害等の実態、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(ｲ)　様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ｳ)　自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に応じて、副読本、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8)　防災訓練の実施

校長は、学校防災計画等に基づき、地震発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア　形式的な内容に終わることなく､地震発生時に沈着･冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ　登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ　地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

（小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）

3　学校設置者の役割

(1)　施設の耐震性の強化

学校設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和 56 年６月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(2)　災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3)　地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、各地域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。

なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア　施設整備

(ｱ)　備蓄倉庫の整備

(ｲ)　避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ｳ)　飲料水、生活用水等の確保

a　飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b　生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ　設備整備

(ｱ)　断水時にも使用可能なトイレの整備

(ｲ)　救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ　情報連絡体制

(ｱ)　携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(ｲ)　インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(ｳ)　情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4　市の役割

(1)　市立学校の設置者としての役割……前項記載のとおり

(2)　学校に対する支援及び助言

市は、市地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

5　県の役割

(1)　県立学校の設置者としての役割（総務管理部、県教育委員会）

３記載のとおり

(2)　他の学校設置者等に対する指導・助言（総務管理部、県教育委員会）

県は、県以外の学校設置者に対し、施設の耐震診断、改修等を行うよう指導・助言を行う。

(3)　学校防災計画のモデル等の作成（県教育委員会）

県教育委員会は、各学校が学校防災計画を策定し、又は見直す際に参考とすべきモデル等を示し、各学校の取組を支援する。

(4)　公立学校教職員に対する防災教育（総務管理部、県教育委員会）

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

第 11 節　　文化財の地震防災対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

ア　文化財所有者等は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ　市は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。

ウ　県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとととともに、市及び文化財所有者等に対して、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2)　文化財の種別毎の対策

ア　建造物

文化財所有者等は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。

市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品、有形文化財

文化財所有者等は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ　史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者等は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。

市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2　市民・地域等の役割

(1)　市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2)　地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3)　文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3　市の役割

(1)　指定文化財への対策

ア　国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。

また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ　市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2)　未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

4　県の役割

(1)　指定文化財等への対策

ア　国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ　市指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2)　未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

第 12 節　　事業者の事業継続

１　計画の方針

事業者は、災害時に自らの果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業者等において防災活動を推進するとともに、災害時における重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、運用する。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

２　市及び県の役割

(1)　市及び県は、事業継続ガイドラインに基づき、事業者等が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及啓発を実施するものとする。

(2)　市及び県は、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動を通して、事業者等が地域の防災訓練等への参加や防災体制の整備等を行うよう働きかけるものとする。

(3)　市及び県は、事業者等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、事業者等の防災力向上の促進を図るものとする。

(4)　市は、事業者等に対し、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

３　事業者の役割

(1)　事業者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災市民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。

(2)　事業者は、自主的な防災組織を作り、地域の自主防災組織と連携をとり、地域の安全の確保に努めるものとする。

(3)　事業者は、災害時に果たすべき役割を認識し、各事業者等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

(4)　事業者は、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

４　商工団体の役割

(1)　事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

(2)　会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について積極的に啓発する。

(3)　行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第 13 節　　行政機能の保全

1　計画の方針

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2　市及び県の取組

(1)　防災拠点の整備

ア　市及び県は、行政関連施設について、設置基準を明確にし、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を目指す。

イ　市及び県は、津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努める。

ウ　市及び県は、防災拠点の被災を想定し、又は想定を超えた被害の発生に備え、代替の施設の確保を検討し、また、県は、広域で甚大な災害の発生を想定した人的又は物的資源、並びに情報の集積拠点とともに、広域防災拠点の設置を検討するものとする。

(2)　防災中枢機能の確保

ア　市及び県は、津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努めるとともに、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備にも努めるものとする。

イ　市及び県は、防災中枢機能を果たす施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

ウ　市及び県は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

(3)　業務継続性の確保

ア　市及び県は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備態勢と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

イ　市及び県は、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体

制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

ウ　市及び県は、職員の派遣要請やニーズを迅速に把握し、速やかに職員派遣調整ができるよう自己完結型の職員派遣に係る体制及び制度の充実について検討するものとする。

エ　市及び県は、あらかじめ災害対応に必要な資格又は経験を有する人材の情報を集約する仕組みの構築を検討する。

オ　市及び県は、機能喪失した機能の補完方法を検討する。

(4)　データの保全

ア　市及び県は、災害対応におけるＩＣＴ部門の重要性を認識し、職員のＩＣＴリテラシー向上を図るとともに、市民に対してＩＣＴリテラシーの向上を図るものとする。

イ　市及び県は、ＩＣＴ環境を整備し、行政データのバックアップポリシーの確立を検討するものとする。

ウ　市及び県は、業務継続計画に基づき、業務に必要となる行政データの保存を行い、複製の別途保存を含め、必要なバックアップ体制を整備するものとする。

また、速やかに復元できるよう、併せて必要な体制を整備するものとする。

エ　市及び県は、他の市町村、通信事業者、基幹データ産業との連携を検討するとともに、県外自治体との連携強化についても検討するものとする。

３　防災関係機関の取組

防災関係機関は、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。